

税理士・会計事務所の超実務

# 税務調査で 否認されない貸倒損失 徹底解説テキスト

株式会社 KACHIEL

代表取締役 CEO

久保 憂希也

## はじめに

税務上の「貸倒損失」に関する専門書は多く発刊されているものの、

- ・ 読んでも適用基準がよくわからない（明確な結論が書かれていない）
- ・ 書籍内容と前提事実が微妙に相違するから、税務判断が明確にならない
- ・ 税務調査で反論する方法が載っているわけではない

と感じたことがある税理士・会計事務所は非常に多いことでしょう。

貸倒損失が損金になるかどうかは実務上、法人税基本通達 9-6-1 ～ 9-6-3 に委ねられており、これら曖昧な規定の通達をいくら詳しく解説したところで、結論は曖昧にならざるを得ないのは当然ともいえます。

一方で、貸倒損失になるかどうかよくわからない、判断基準がないまま損金計上して申告してしまうからこそ、税務調査において調査官から「貸倒損失になりません」と否認指摘を受けても、反論ができないという状況に陥るわけです。

特に、9-6-2（事実上の貸倒）や 9-6-3（形式上の貸倒）をとという曖昧かつ基準が明確にない通達を根拠にするから貸倒損失が否認される（期ズレを含む）結果となるのであって、これらの通達を根拠にした貸倒損失を計上しない、ということが非常に重要になります（専門書は通達や裁決・判決の解説になるので、この重要論点に触れられない）。

本書は「税理士・会計事務所の超実務」「税務調査で否認されない」のタイトルどおり、前提事実が相違すると結論が相違するような個別的解説、および子会社関連会社に対する債務免除など取扱いが一定にならない（判断基準が曖昧な）論点を極力省略し、「じゃあどう処理・対応すればいいんだ？」「調査官の否認指摘に対してどう反論すればいい？」にフォーカスして解説したテキストです。

- ①実務上は債務免除（債権放棄）することで貸倒損失を否認されない（寄附金認定も受けない）
- ②最も多い相手方の「破産」は貸倒損失になるのか？その計上時期はいつか？
- ③発生が古い滞留債権は民法上の時効で期ズレもしくは税務上の時効＝損金不算入になるのか？

の3項目を徹底的に解説することで、具体的な処理や適正な調査対応が可能となります。

結果として、本書は 50,000 字弱の解説テキストとなりましたが、必須の内容のみを厳選し、冗長な解説はしておりませんので、税理士・会計事務所の実務に直結すると自負しております。

元国税調査官 久保 憂希也

## 税務調査で否認されない貸倒損失／徹底解説テキスト

# 目次

貸倒損失の総論・全体像	4
調査官が言う「債権は時効で消滅した」は正しいのか？	7
「時効の援用」とは何か？	10
債権の時効期間は何年なのか？（民法改正）	13
まず検討すべきは債務免除（債権放棄）	15
通達 9-6-1(4) の「債務超過の状態～」はどこまでの確認を求められるのか？	18
債務免除が寄付金課税と認定される要件	21
～コラム～ 売掛金・家賃の減免と寄付金のリスク	26
債務免除の「必要性」と「相当性」	28
貸倒損失と寄附金認定の関係を読み解く	31
～コラム～ 債務免除（債権放棄）の具体的な手続き方法	37
債権の一部だけを債務免除することは認められるか？	40
～コラム～ 不良債権の譲渡による損失計上	44
法律上の貸倒れ全般	48
貸倒通達 9-6-1 になぜ【破産】が載っていないのか？	51
取引先（法人）の破産はいつ貸倒損失が計上されるのか？	53
～コラム～ 後になって取引先の破産手続終結を知った場合	56
破産の貸倒損失に関する裁判事例を正しく理解する	58
～コラム～ 相手方法人のみなし解散は貸倒損失の計上根拠になるのか？	61
個人（事業主）取引先の破産における貸倒損失計上の考え方	63
「法律上の貸倒れ」の流れと時期	67
「事実上の貸倒れ」の論点・注意点	72
9-6-2 適用の射程範囲	74
相手方が生活保護を受けている場合の貸倒損失	77
「形式上の貸倒れ」の論点・注意点	81
従業員の不正・横領にかかる貸倒損失	86
貸倒損失の立証責任は国税 or 納税者？	89
破産を事由とした貸倒損失の更正の請求をする場合の注意点	92
貸倒損失で更正の請求をする根拠をどう明示するか？	95
～コラム～ 通達 9-6-2 を根拠とした更正の請求は本当にできないのか？	99
過去に別表加算した貸倒損失は更正の請求ができないのか？	102
貸倒損失を他科目・売上マイナスで処理した場合は損金経理に該当しないか？	105
貸倒損失の実務判断（総論）と注意点	108
事前照会等の各制度	112

# PROFILE

久保 憂希也（くぼ ゆきや）元国税調査官  
株式会社 KACHIEL 代表取締役 / CEO

1977 年 和歌山県和歌山市生まれ

1992 年 智弁学園和歌山高校入学

1995 年 慶應義塾大学経済学部入学

2001 年 国税庁入庁 東京国税局配属

2008 年 株式会社 InspireConsulting を設立

税務調査のコンサルタントとして活動。2011年より全国で税務調査対策研究会を開催し、1,000人超の税理士に「税務調査の正しい対応方法」を教えている。

また、税理士が質問・相談できる会員制サービス「習得会」には500名以上が入会しており、年間約250件の税務調査に関する質問を受けている。

## 【講演実績】

- 東京税理士会認定研修「税務調査の徹底講座」
- 九州北部税理士会・博多支部「税務調査の極選ノウハウ」
- TKC北陸会「税務調査の正しい受け方・適正な反論のやり方」
- 岐阜青年税理士連盟「税務調査のイロハ」
- 中国ミロク会計人会「重加算税の賦課要件と立会い時の対応方法」 など多数



# CHAPTER 1

## 貸倒損失の総論・全体像

税理士・会計事務所の実務上よく出てくる貸倒損失ですが、

特別損失に計上する

⇒ **税務調査に選定されやすい**

⇒ 貸倒損失の計上基準が不明確（実際には所得が計上された期に計上、もしくは気付いた期に計上しているなど）

⇒ **損金性の否認または期ズシ**、さらには5年以上前の貸倒損失で時効（永久差異）

など、論点が多い項目であり、かつ多額になりやすいので注意が必要なのですが、意外に深く考えられていない論点でもあります。

また、民法改正（時効など）の影響も含めて、まずは「総論」を解説したあと、次項以降で順次、各論点を細かく解説していきます。

まず、法人税法上は貸倒損失を個別に定めた法律規定はなく、第22条3項3号の「損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの」に該当すれば損金になるというのが原則的な考え方です。そのうえで、貸倒損失が上記の「損失」に該当するのか判断基準が曖昧であることから、通達9-6-1～9-6-3が基準の例示として規定されている、という理解になります。貸倒損失が「損失」になるかどうかは、金銭債権が社会通念上、回収が不可能と評価できる事実が必要（課税要件）になることから、

(1) **法的に債権が消滅した場合**

もしくは

(2) **法的には残っているものの実質的に回収不能である場合**

に該当するかどうかで判断するのが本論です。

通達9-6-1は上記(1)の例示であり、通達9-6-2（および9-6-3）は上記(2)の例示と考えれば理解しやすいでしょう。

9-6-1：法律上の貸倒れ

9-6-2：事実上の貸倒れ

9-6-3：形式上の貸倒れ

実務上は、9-6-3 から判断した貸倒損失の計上が多いとは思いますが、債権は法的に残っているものの、実質的に回収できない（と顧問先が言う）場合は、9-6-2 の判断が必要なケースもあります。

貸倒損失の可否について税務調査では事実認定によるところが大きいため、督促・相手方の状況など、いかに客観的な事実を残すのかも大事になってきます。

## CHAPTER 2

---

**調査官が言う**

**「債権は時効で消滅した」は正しいのか？**



## 調査官が言う「債権は時効で消滅した」は正しいのか？

税務調査において貸倒損失が問題になりがちなのは、貸倒損失を計上した経緯・事情が、

所得が（多額に）計上される（予定）

⇒ 所得・税額を減らす手立てを考える

⇒ 長年回収できていない売掛金を探す

⇒ それら売掛金全額を貸倒損失に計上すると欠損が生じるので一部だけ貸倒損失にする

というのが調査官に「見え見え」なので、調査では厳しく追及されることになります。

さて、現実の税務調査を見ていると、貸倒損失を否認指摘する調査官の論理・根拠が間違っていることが非常に多いです。例えば、下記のような調査事案が典型例です。

- ・ 11 年前に発生した売掛金を直近期で貸倒損失として計上
- ・ 税務調査では督促の事実などを確認された
- ・ 調査官は「債権の消滅時効は5年であることから貸倒損失となるのはあくまで6年前であり、直近期（調査対象期間内）の貸倒損失にはならず、税務上は時効」と否認指摘を受けた

この調査官は、

時効期間が経過した

⇒ 債権は法的に消滅した（売掛金の計上から5年経過した時）

⇒ 消滅したときに貸倒損失とすることができる（現時点からすると6年前の貸倒損失になる）

という論理であり、あたかも正しいかのように思えますが、この考え方は根本的に間違っています。

税務の時効は5年もしくは7年という消滅時効を経過すれば、それだけで時効が成立します。しかし、（税金などではない）**一般の債権は時効期間が経過しただけで、債権が自然に消滅するわけではない**、ということです。債権の消滅時効が成立するためには、次の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- A：時効期間が経過していること
- B：時効の援用がされていること
- C：時効の更新（中断）・猶予（停止）事由がない

なお、Cについては該当する事案は実務上少なく、かつ民法の理解が難しくなるので、本項ではCを除いて解説します。

上記の調査事案例でいえば、調査官はAの「債権発生から5年が経過している」と主張しているだけであり、Bの要件は確認してないので、論理として通っていない・間違っているということです。一般的に、時効の援用（の意思表示）が行われているケースはほぼ無いかと思います。**債務者による時効の援用が行われていない限り、法的に債権・債務が消滅することはありません。**次項では、時効の援用とは何かについて解説します。

なお、税務調査において貸倒損失を否認される際、最もダメージが大きいのは「税務上の時効が経過し、損金にすることができない」（永久差異＝流出として処理）という事案です。逆に言えば、過年度の貸倒損失を否認されても、以後に貸倒損失として計上できるということであれば、あくまでも期ズレ（一時差異＝留保）ですから、そこまでの痛手とはなりません（加算税・延滞税が実質的な損害）。

## CHAPTER 3



# 「時効の援用」とは何か？

## 「時効の援用」とは何か？

では、債権・債務が消滅する要件の1つである「時効の援用」とは、具体的にどのような行為なのでしょう？前項の繰り返しになりますが、債権の消滅時効が成立するには要件があり、

- A: 時効期間が経過していること
- B: 時効の援用がされていること
- C: 時効の更新（中断）・譲与（停止）事由がない

を全て満たしていることです（Aだけが要件ではありません）。

Aは民法改正によりほぼ「5年」に統一されたので、話はわかりやすいのですが、債権発生から5年を経過すれば自然に債権が消滅するわけではない、という認識が重要です。時効期間が過ぎた後でも債務者に売掛金等の請求をすることはできますし、裁判や支払督促を行うこともできます。

ただし、その際に**債権者が「時効を援用」すれば、「時効年数が経過していれば」債権は消滅します**。時効というのは時効の利益を受ける者（債務者）が、「時効であることを主張する」（時効を援用する）ことによって成立します。時効の援用とは、

- 債権者が行う行為
- 債権者に対して時効年数が経過したので「債務を払わない」ことを意思表示するもの
- 債権者に対して有効に伝わっていること

であり、これらの行為があって初めてその債権・債務は消滅することになります。債権者が債務者によって時効の援用がされたことを認識していない限り、債権は法的に残り続けられているのです。

前項でも解説しましたが、税務調査で「この債権は時効がかなり前に到来しているので貸倒損失計上時期が違います」（期ズレ）、もしくは「税務上の時効（5年超）なので貸倒損失は損金になりません」と否認処置を受けても、時効の援用がなされていない限り、この債権は法的に存在していますから、この否認処置は根本的に間違っていることになります。

そもそもからすると、税務上貸倒損失が問題になるのは、債権が法的に残っているからです。だからこそ、基本通達9-2～9-3の規定が存在し、「法的には」債権が残って

## 「時効の援用」とは何か？

いつも「時効援用」を言っている人を見かけます。一方で、時効が法的に成立しない限り、時効上の時効を援用して債権消滅を認めてはならず、消滅時効を主張する必要性もないのです。

この議論は民法が制定されたもので、判例と一部の学説では認識されていないことが多いのですが、債権消滅を認めるには必ず知っておかなければならない議論です。また、時効援用時効の援用が時効の消滅時効事件であることを知らないことが多いので、注意喚起というわけです。

## CHAPTER 4



# 債権の時効期間は何年なのか？ (民法改正)

民法改正の施行が2020年4月1日になり、その日も急いで解説しますが、民法の解説は元来、債権時効ということであれば、民法と商法の適用も多いと思いますので、適用範囲を中心に解説しておきましょう。

まず、民法上の民法による時効年数はですが、原則として**5年**を認めてください。これも債権時効、債権が発生していることに気付いていない場合はその年数のですが、通常の債権だけではあまりなく、かつ債権時効という観点からすれば、債権として計上していたものを債権時効として処理するわけですから、気付いていないという状況はない、と考えることが出来ます。

では、民法と商法の時効年数の適用は、何を基準に判断するのでしょうか。これは「債権の発生となった法律行為、が施行日である2020年4月1日の民法施行日で判断する」となります。商法の債権の時上・時効を考えると、商法の発生を受けた（契約）債が「債権の発生となった法律行為、です。

2020年3月中旬に発生を受けて、4月上旬に決算（時上・時効を計上）し、決算の支払期日が到来であっても、民法法が適用されることとなります。もちろん商法の適用であっても同じで、契約締結時が起算点となりますし、支払期日（時効期）は判断基準にはなりません。

では、民法における時効年数は何年になるのでしょうか。民法では、債権時効は時効が10年と定められながら、**債権時効については「原則、5年**とされています（民法改正により、民法と商法の時効期間が定められたという理解になります）。

また、債権時効の時効が原則5年と定められ「短期債権時効、が存在し、時効年数が「2年、3年」の時効もあり、債権の種類によって時効年数が短縮します。この点については、私が解説した記事（2019年4月20日）がありますので、下記をのぞいてください。

「債権時効の時効2年はワザ！？」

<https://www.kai.jp/?p=12781>



## CHAPTER 5



**まず検討すべきは債務免除（債権放棄）**



さて、本項では債務免除として債権に放棄の上した債権の、実質的な対応方法として「**債務免除（債権放棄）**」を取り上げます。まず、典型的なケースで考えてみましょう。

- 債権者（債権放棄の債権者）が債権一時停止中ではない
- 債権放棄は債権に到達している（債権放棄の債権者一時停止中である等）
- 債権放棄は債権の放棄をしていない（債権放棄の債権者をしていない＝債権放棄で債権放棄はできない等）
- 債権放棄は実質的に債権に到達しない中で債権一時停止中に計上している
- ただし、債権放棄から一定の期間が経過するが債権放棄はしていないから、もしくは債権一時停止中の期間（5年間）と債権放棄されるべき期間

このように債務者（債権放棄者）が債権一時停止中ではないと債務放棄を計上するので、債権放棄では否認されてしまうわけですが（ちなみに、債務放棄を計上すれば債権放棄に違反する可能性があります）。

ここで、いつか理解に苦しむのが「**なぜ債務放棄しないのか？（しなきゃいけないのか？）**」ということですが、債務放棄が認められる考え方は、「債権放棄が社会生活上の債権が不可能と評価できる事実が必至（債務放棄）に当たるわけですが、その事実が債権であることから、債権者は法人格法基本法違反から一定の期間がある、という事柄あり、とすでに承認しました。

ですから、債権の廃止内容を満たしているかどうかを判断する前に「社会生活上の債権が不可能と評価できる事実、を債務放棄（債権放棄）で否認にするのはいい」というわけですが、債権放棄について、

#### 債権一時停止

債権者が債権者に対して債権を免除する意思を表明したときは、その債権は、消滅する。

#### 債権一時停止中

債権放棄は、その通知が債権者に到達した時からその効力を生ずる。

と規定されている一方で、**債務放棄を認めずれば、債権者に法的に債務放棄は否認し、債務放棄を計上することになります。**

## まず検討すべきは債務免除（債権放棄）

また、債権放棄の中には法律上の要件を規定していませんが、債権（債）でも債務免除は当然に認められているわけでは、

法人が債権放棄をする（債権放棄の要件は一部に明記してある債権の放棄）

法人が債権放棄について法的に認めざるを得ない場合は、その債権放棄の要件は法的に認めざるを得ない。その要件は債権放棄の要件である。債権放棄として債権の放棄をする。

債権放棄の要件は債権放棄の要件は法的に認めざるを得ない。その債権放棄の要件は法的に認めざるを得ない。その要件は債権放棄の要件である。債権放棄として債権の放棄をする。

## CHAPTER 6

---

**通達 9-6-1(4) の  
「債務超過の状態～」は  
どこまでの確認を求められるのか？**

## 通達 9-6-1(4)の「債務超過の状態～」はどこまでの確認を求められるのか？

債権では、債権者や債権者などの債権が法的に帰している状態において、債務超過を計上できるが償った（つまりが大きいと判断した）債権において、債務超過（債務超過）をすることで法的に債権をなくし、債務超過を計上すべきであると考えました。

この論理に対するよくある反論は、債権超過から法的に帰している「債務超過債務超過の状態が法的に帰した、その債務超過の債務を償ふことができないと認められる債権に帰した」と規定されていることから、債権者が第三者といえど、**債務超過であることの債権が法的に帰した、債務超過をしても「債務上の」債務超過にはならない**という考えです。

さて、ここでは債権の相手方＝第三者とし、子会社等に対する債務超過は法的に帰しますが、上記論理に規定する**債務超過が法的に帰している等の要件は客観的に判断**でしょう。なぜなら、債権超過も第三者に対する債務を認めないのは法的に帰した、債務超過するものは、償ふことが、債務がある（これ以上償付金などをする方がムダ等）という客観になる（これが一般的）からです。

この論理に関しては、下記図表中の債権の客観性が非常に参考になります。

「第三者に対して債務超過を行った会社の客観性」

<https://www.cpa.go.jp/News/infocpa/2016/1706160101.html>



### 【例①】

A社は、債務超過である債権に対して第三者からの償付金を受けていますが、償付金は第三者から債務超過の債権となり、その償付金が客観的に償付金からみても、A社からの償付金の額が償付金に足りない状況にあります。

そこで、A社は債権に対して受ける償付金を第三者に対して客観性により債務超過を償うことを予定していますが、これを償った場合、A社の債権に対する償付金を第三者が客観性として償付金にすることは認められますが、

なお、A社の債権の相手方は第三者からの償付金など客観的に償付金ではなく、A社の債権の相手方は第三者からの償付金に足りない状況にあります。

### 【例②】

客観性からみれば、客観性として償付金に償付金があります。

(解説)

① 債権者の場合は、第三者に対して債務超過を行った場合は、その債務超過額は債権の額に算入できるかという点では見られます。この点、債権者に対する債権超過額について、債務者の債務超過の範囲が債権額を超え、その債権超過の弁済を怠ることができないと認められる場合において、その債権者に対し債権による限らばに算入された債務超過額は、その限らばに算入された債権の額について算入額として債権の額に算入することができるという点ではあるものの、

この場合の債権者の扱いは、債権超過の弁済を怠ることができないと認められる場合の債務超過の範囲について、その債権者が第三者であることをもって債権者に算入額として認めてもらえるという点ではあるものの、**第三者に対して債務超過を行った場合は、債権超過の額が債権額を先払いを超え、少なくとも債務超過を行ったという点が一般的には見られますので、一般には超過額の範囲により算入額として債権の額に算入されます。**

② ③ 第三者に対して債務超過を行った場合であっても、超過額に換える場合は異なり、債権超過の弁済を怠ることができないものからみると、債務超過を行い、債務者に対して実質的な利益を得たと認められるような場合は、その債権超過は債権と算入額としては算入しないこととなります。

④ 其他の場合は、第三者である債権は債務超過の範囲にあり、債権に対する債権者の処理は、弁済の範囲が算入されないために行うということですから、債権額が先払いに不足するの範囲により算入額として算入されます。

⑤ なお、上記④の範囲に適用される場合は、次の点に留意する必要がある。(1) 「債務者の債務超過の範囲が債権額を超え」としているという場合には「債権超過」とは、債務者の債務者の総額を超えて額が超過してか否かを判断するものではなく、実質的な利益を得たという点から、形式的に判断しないことではなく、実質的な利益にその範囲は異なることとなります。

(2) 債権者に対する債務超過の算入は債権による限らばに算入される見られます。この場合、必ずしも当該債権者の限らばのある債権によることを要しませんが、債権の先払いの算入を限らばにするためには、債務者から債権額を先払いの、当該債権超過額により先払いすることが望ましいと考えられます。

このように、第三者だからという理由だけで債務超過が算入額として認められるわけではない。債権者の債権超過額、債権の算入・算入がない第三者への債権超過額、債権者の債務超過額が超過でなくとも算入額として認められることとなります。

## CHAPTER 7



# 債務免除が寄付金課税と認定される要件

前述では、債務免除をすることによって債務免除となることを説明しました。一方で、債務免除（債務放棄）をえるればどんな場合でも、債務免除が認められるのかといふ点、必ずしもそうではありません。債務免除が認められる前提となる考え方は、「当該債権が公益目的上の利益が不可能と評価できる事業が必要（債務要件）」ということなのです。

- 債権放棄
- 公益目的であっても利益を棄げることができるかどうかは別な点ではない

仮に「公益可能性がある、債権に対して債務免除をしても債務免除に認められない」とも言う場合があります。なお、債務免除をしたにも関わらず、債務免除として認められる公益目的、経済的利益を認められたとしても「寄付金課税（法人税法第37条第3項）が適用され」となります。

この考え方はそもそも、営利目的である法人が、他社（他業）に経済的利益が移転することを知覚上は認めないことからきています。債務免除を形式的・実質的に認めることで、経済的利益の移転を防止する目的があるわけです（特に慈善法人から慈善法人への財産移転）。

一方で、債務者である相手方が債務超過に陥れば、債務免除が（形式的に）認められるわけでもなく、さらに重要な観点として、債務超過ではなくとも債務免除が認められる要件として認められる場合は限定的に、下記があります。

「債務超過の状態でない債権者に対して  
債務放棄を行った場合」

<https://www.cita.go.jp/News/infocenter/faq/2015/05/>



【例1】

債務超過の状態でない債権者に対して債務放棄を行った場合でも、債務放棄が公益目的でない場合はあるのでしょうか。

【例2】

一般的に、債務超過でない債権者に対して債務放棄を行った場合でも、債務放棄が債務放棄による事業からみて公益的効果を生ずると認められる場合には、債務放棄による経済的利益の移転の観点、債務放棄が公益的でないものとして法人税法上課税が入り認められます。

的又は、実質的に債務超過でない子会社等の債権者に対して債務の免除を行う場合は、次のような要件が当てはまらなければなりません。

① 債権を行うための必要な書類、認可、許可等の取得として債権者に対して一定の附随的義務を負担することとされている事項がある時は、当該債務の放棄は当該債権者の利益に反しない。実質的に債権者が利益となる状態に置かれることとなること。

② 債権放棄による子会社等の債務者に対して、課税負担を減少させる効果は認められなければならないこと。

なお、債務放棄による債務超過でないが実質的に子会社等の債権者に対する実質的な債務超過によって債務免除が行われている子会社等に対して、附随的義務の取得に当たっては必要書類の取得を怠ったことによる場合は、課税負担を減らすことにはなりません。

**債務者が債権者に対して債務の免除を受けることに基づいて、税引も債務者が受ける（特種法人の適用を受けることを受けることができない場合も含む）が課税の認定は「課税要件が満たされる」として、課税要件が認められる（一部課税の認定を受ける）（「一次も課税」ということです。**

上記の課税要件の取得については、「債権を行うための必要な書類、認可、許可等の取得として債権者に対して一定の附随的義務を負担することとされている事項」が挙げられています。よくあるケースは、入札参加の登録でしょう。当該工事を請け負う企業（建設会社）は、一般的に当該建設の赤字決算になると債権者（入札参加の登録）から外されてしまいます。債務超過ではないが、この企業では赤字決算となる子会社があり、建設会社が債権放棄をすれば当該建設の赤字が解消されるような場合。

- この企業では債権入札がなくなる
- よって売上が増減して子会社が赤字にならない
- 子会社が赤字であるけれど課税要件が満たされる
- ＝
- 債務放棄をした方が建設会社によって課税要件がなくなる（1）と課税を受けることができない

よくなる場合、債務者である子会社が債務超過ではなくとも課税要件が認められることにはなりません。





認定要件として、当該債権の返付が完了したと認められる場合は、債権消滅上、返付済と認定されるものがある。実質的に返付済と認められ、債権消滅上も帰属を債権者に認められる。また、債権人は返付済として債権者の帰属権の行使を行ったもので、実質的に債務放棄と認められ、その債務放棄となれば、帰属要件も満たすことができない。債務放棄したことによって債権者が権利を失ったと認められる。

したがって、当該債権者の帰属権行使、債権人からの返付放棄の一方または、債権消滅上、返付済と認められるから、寄附金は認められるものとして認められる。

～コラム～

**売掛金・家賃の減免と寄付金のリスク**

## COLUMN

### 売掛金・家賃の減免と寄付金のリスク

2022年4月13日、国税庁の税務や法的解釈等の税務上の取扱いについて調査が実施されました。これは、2021年4月1日より適用です。

売掛金や家賃の減免・免除について（法的解釈等） 令和3年4月13日

[https://www.nta.go.jp/News/News/2022/20220413\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/News/News/2022/20220413_01.pdf)



本稿では、法人は法的に「個人」として（法的解釈等）令和3年4月13日、売掛金や家賃の減免・免除について調査が実施されました。これは、2021年4月1日より適用です。本稿では、**「減免の適用は、どのような要件でも適用はできませんが、その適用範囲が広がった」ということになっています。**

また、これに加えて「法人」が「個人」として（法的解釈等）令和3年4月13日、売掛金や家賃の減免・免除について調査が実施されました。

売掛金や家賃の減免・免除の法的解釈等の取扱い（法的解釈）

[https://www.nta.go.jp/News/News/2022/20220413\\_02.pdf](https://www.nta.go.jp/News/News/2022/20220413_02.pdf)



この場合も調査は同じで、法人が法人である場合、法人の法人に「個人」として（法的解釈等）令和3年4月13日、売掛金や家賃の減免・免除について調査が実施されました。

また、減免を適用する上での要件は、

- 一般的に減免を適用することによって発生する（法人の法人に「個人」として（法的解釈等）令和3年4月13日、売掛金や家賃の減免・免除について調査が実施されました。）
- 法人が「個人」として（法的解釈等）令和3年4月13日、売掛金や家賃の減免・免除について調査が実施されました。）
- 法人が「個人」として（法的解釈等）令和3年4月13日、売掛金や家賃の減免・免除について調査が実施されました。）

など、法的に減免を適用することによって発生する（法人の法人に「個人」として（法的解釈等）令和3年4月13日、売掛金や家賃の減免・免除について調査が実施されました。）

また、法人が「個人」として（法的解釈等）令和3年4月13日、売掛金や家賃の減免・免除について調査が実施されました。これは、2021年4月1日より適用です。本稿では、**「減免の適用は、どのような要件でも適用はできませんが、その適用範囲が広がった」ということになっています。**

## CHAPTER 8



# 債務免除の「必要性」と「相当性」



●相当性 相当に相当があること  
「相当に相当があると認められること。」

ですから、債務免除に関して債務免除し債務免除として認められるためには、債権譲渡においてこの「必要性」と「相当性」を同時に認めさせる必要があるということになります。

## CHAPTER 9



# 貸倒損失と寄附金認定の関係を読み解く



法人税法上の寄附金を認められていくと、間違いなく「貸倒損失が認められない＝寄附金」という論議に行き着かれます。まず、貸倒損失と寄附金の区別は、債権関係があるか無いかが関係ありません。（子会社だから認められない＝第三者だから認められるというものではありません。）

このように勘違いする理由として、寄附金の法人税制適用が本来もしくは本来は「子会社等を整理する種別の損失繰越控除」などのタイトルがつけられているからですが、適用の要件には「正當な理由、当該法人と債権関係を生ずる債権の存在、貸出関係、人的関係、貸出関係等において業務関連性を生ずる債権が存在する」と明記されていることから、債権関係がなくても同じ形跡標準になります（貸倒損失を否認されると寄附金になりますが、完全な形跡標準にある場合は債権不買入になるなど勘違いに違いはあります）。

「完全な形跡標準にある内閣法人等の主要額について」

[https://www.nta.go.jp/News/04/040417/01/20170417\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/News/04/040417/01/20170417_01.htm)



### 【例1】

子会社の支店のために設備的な資産の取得に資する債権放棄を行った場合には、その債権放棄による経費的効果の発生は、寄附金の認定せず損失の繰り戻しに充てられたこととなります。平成22年法改正の経過措置による完全な形跡標準にある内閣法人等の寄附金は、その金額が損失の繰り戻しに充てられたこととなることから、完全な形跡標準にある内閣法人等の支店等についても損失不買入となるのでしょうか。

### 【例2】

平成22年法改正の経過措置による完全な形跡標準の認定による損失不買入に充てられたのは、完全な形跡標準にある内閣法人等の寄附金であり、設備的な資産の取得に資する経費的効果の発生は、寄附金の認定しませんが損失の繰り戻しに充てられたこととなります。

### 【解説】

法人がその子会社等に対して債権を処分して返却して当該の処分が元は債権放棄（以下「債権放棄行為」といいます。）をした場合には、その債権放棄行為が目的として債権不買入の子会社等の利益を認めるためのやむを得ず認めら

もので合理的な再建計画に基づくものである等の要件の判断基準が変更されたことについて留意が必要であると認められるときは、その判断基準が変更による影響を受ける経済的効果の発生、寄附金の額に該当しませんが、この判断基準は一律一致。

ところで、平成22年債の判断基準において、内閣府人が当該内閣府人との間に法人による完全支配関係がある他の内閣府人に対して実施した寄附金の額を算定対象とするときはそのうち(第2)項の、当該他の内閣府人が受けたい種別の債権を算定対象とするときはそのうち(第2)項の(第2)項の適用、この判断基準は一律一致に適用する場合は経済的効果について、当該他の内閣府人に該当しませんが、これらの規定の適用を受けることはありません。

なお、完全支配関係にある法人間において、合理的な再建計画に基づくこと以外の理由で発生がない経済的効果の発生を行った場合は、その経済的効果の発生額が寄附金の額に該当することとなりますから、平成22年債の判断基準において、経済的効果の発生を行った法人については法人税法第27条第2項の適用がされることとなり、経済的効果の発生を行った法人については法人税法第27条第2項第3項の適用がされることとなります。

金銭の考え方を整理すると、

- 貸倒損失・貸倒の発生割合・再建計画の有無などをずらせば貸倒として算出される
- ただし、調査対象とするには貸倒の発生割合は最低限入ることが必要

ということができます。

調査対象とするに当たっては「中心を借り手の債権回収額を算定した貸倒の発生割合について合理的な再建計画がある」と認められるとき、もしくは調査対象とするに当たっては「合理的な再建計画に基づくものである」と認められるとき、また、当該調査対象が合理的な再建計画によるものであること、合理的な再建計画が実施されていないわけですが、少なくとも上記の要件が算出の対象にはなりません。

「貸倒損失（貸倒）額の算定」

<https://www.nta.go.jp/News/04/040417/040417001.htm>



【例①】

株式会社（A社）が、貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。

【例②】

株式会社（A社）が、貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。そのように報告するつもりです。

① 株式会社（A社）が、貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。

② 株式会社（A社）が、貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。

株式会社（A社）が、貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。そのように報告するつもりです。貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。

貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。

貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。

貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。

貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。

「貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。」

<https://www.irs.gov/charities-nonprofits/charitable-deductions>



【例③】

株式会社（A社）が、貸倒損失を計上し、そのように報告するつもりです。

おぼたけよりの判断をするのでしょうか（合理的な寄附財産又は高価財産とはどのようなものをいうのでしょうか）。

### 【おぼたけよ】

不利益等を寄附又は高価する場合は、その不利益等を寄附する者が、その不利益等を寄附する時点で寄附財産である場合には寄附金の認定を受けるが、この認定を行使していないか否かの判断は、次のような点について、総合的に判断することとなります。

- ① 不利益等を寄附する者は、「不利益等」に該当するか。
- ② 不利益等は公益目的に充てられているか（野蠻の危機にあるか）。
- ③ 不利益等を寄附することは無償か（無償者によって無償な贈与であるか）。
- ④ 不利益等が贈与（無償贈与）に分類されるか（贈与者によって無償に充てられているか）。
- ⑤ 寄附・高価寄附はなされているか（その目的が不利益等の寄附者から譲り渡すことにより無償に充てられているか）。
- ⑥ 不利益等を寄附する不利益等の範囲は限定されているか（限定の寄附者等が合理的に充てられているか）の点も考慮される。
- ⑦ 不利益等の贈与が合理的であるか（贈与の寄附者だけが合理的に寄附を棄つておいていないか）。

### ⑧ 不利益等を寄附する場合は、不利益等（法人財産等）の認定を行使する旨の届出

上記のとおりでは、野蠻の危機に置かれているでも認定を行使しなくても、無償した場合は、その結果として不利益等を寄附することの認定を主張しなくてはならないか否かを判断することとなります。

上記のとおりでは、不利益等の寄附の場合には、一般的にその必要はありませんが、寄附の無償性を要するときは、その寄附財産の無償性について寄附を行うこととしているかどうかを判断することとなります。

なお、「高価寄附等事案に係る贈与財産及びその贈与」（国税庁HP）は、こちらをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/News/Detail.aspx?tid=1&aid=13&cid=13&pid=1>

一般論にはなりますが、高価寄附の相手方が無償取得に陥ったという事実だけでは認められません。

- 貸倒損失が金額以上発生している
- 貸倒損失が金額以上発生し、かつ、当該貸倒損失が貸付金額の金額以上となっている場合
- 当該貸倒損失が、貸付の発生時以降により当該貸付が貸付金額の金額以上となった場合

などの基準を定めている事例もあります。

これらの基準がどこまで適用性が及ぶのかは不明ですが、少なくとも貸倒損失は貸付金額を超過している貸付金について適用する際には、貸付金を発生した時点での貸付金額の増減を判断すべき点が留意点は多いでしょう。

～コラム～

**債務免除（債権放棄）の具体的な手続き方法**

## COLUMN

### 債務免除（債権放棄）の具体的な手続き方法

ここまで債務免除として取り扱った場合の債務免除を取り上げてきましたが、本稿では債権放棄に對する債務免除の具体的な手続き方法について解説します。

また、**債権放棄をする場合は内債放棄と外債放棄を区別することが一義務**です。あくまで債務免除の扱いは、

#### 内債放棄

債権者が債権者に対して債務を免除する意思を表明したときは、その債権は消滅する。

ですが、この「意思を表明した」が口頭では、債権放棄では認められず（債権放棄の放棄は対人による）ことから、**放棄として内債放棄と外債放棄を区別する必要があります**。

ただし、債権者の手続が整っていない状況、もしくは債権者が承認するなどの場合、

#### 外債放棄の消滅と債

権放棄とは、その通知が債権者に到達した時からその効力を及ぼす。

から「放棄、していない」と判断され、債務免除が効力がないと債権放棄されても取り返す。

ですから、放棄しないという旨を記載すると、**内債放棄と外債放棄を区別して、第一内債放棄は債権放棄を通知しない方がよい**でしょう。債権放棄は対人による放棄は消滅するから、対人外債放棄を債権放棄することです。

#### ●内債放棄：債権者の内債の放棄

#### ●外債放棄：債権者の放棄

に当た、債権放棄の放棄要件を履行しないという旨は必ず記載する必要があります。

以上が債権放棄の具体的な一歩が整った場合の具体的な手続き方法になりますが、注意点は債権放棄の放棄は対人による放棄は消滅するから、対人外債放棄を債権放棄することです。この場合、「放棄、（放棄）」をすることは必要です。





## CHAPTER 10



**債権の一部だけを債務免除することは  
認められるか？**

## 債権の一部だけを債務免除することは認められるか？

ここまででは、債務免除（債務放棄）することによって債権額を減少する場面について解説してまいりましたが、今回は債権（所有権・賃借権）の一部だけを債務免除することは認められるのかについて考えてみましょう。

まず、「放棄ではなく」強制的に考えると、**債務免除は一部であっても認められます。**債務放棄と同様に、

「所有権に準じて行使し得た債権が所有権に準じて行使された債権額 → 均しくも全額の均しについては、これを放棄します。」

など認めることにより、債権の一部だけを放棄することが可能です。

では、債権の一部だけを債務免除した場合、債権上の債権額に該当するのでしょうか。債権額減額の一部債務免除になりますが、強制放棄と同様に下記があります。

「債権者が債権の一部放棄による  
経済的利益の減少。」

<https://www.crb.go.jp/Site/infocent/faq/73025.html>



### 【おしるし】

権利の不全性は、主要な権利について放棄したものの放棄が認められ、債務免除の範囲に限定することから、権利放棄が行使して一部放棄にもあることから、この主要な権利を行使した場合に認められることはありません。そこで、権利の不全性の権利放棄を行使することとなりました。

この権利放棄は、権利の不全性が権利放棄によるものではないことを前提として権利の不全性を行使することを中心に限定されていますが、不全性の一部で権利放棄を行使した場合に、その権利に相当する全額に権利放棄を行うこととなっています。

この場合、不全性の権利のための権利の一部放棄を他の権利行使したこととなっても、この権利放棄による経済的利益の減少は、権利放棄として認められるべきです。

### 【おしるし】

## 債権の一部だけを債務免除することは認められるか？

債権放棄が全体的な債権放棄に基づくものである、債権放棄を意思表示しないこと、債権を放棄するための必要事項である場合には、手続的に債権の一部を債務放棄することによる経済的効果の発生は、債権放棄として認められます。

【例②】

手続的に債権の一部を放棄することによる経済的効果の発生も、それが全体的な債権放棄に基づくものである、当然優先のみでは債権を放棄せずかたを優先するものである場合は、債権放棄ではなく債権放棄として認められます。

すなわち、手続的に債権のために全体的な債権放棄に基づく債権の一部を放棄することは、手続的に債権を放棄するための必要事項は当然優先の債権放棄と同様に債権放棄の一環である、当然優先を当然優先したものでない限りは手続的に債権放棄を債務放棄として債権放棄の一部を放棄したものと認められるものであります。また、手続的に債権を放棄しないことが債権を放棄するための、必要事項となっている場合には、手続的に債権の一部を債務放棄することによる経済的効果の発生も債権放棄として認められます。

ここで注意するのは、一部債権の放棄が債権放棄として認められると認められている。

- この必要事項を放棄した場合には手続的に債権を放棄することはない
- 債権放棄することが手続的に債権を放棄するための必要事項である場合

仮定を認めていることです。つまり、認めざるを得ない

**【債権放棄しない、相手方の同意などで債権放棄が認められるなど、債権が優先する】**  
**【一部の債権放棄をすることが債権によって全体的と認められる】**

ような状況の場合に、債権放棄として認められるという理解になります。

債権の相手方が「第三者」である場合、債権放棄をすることで債権を優先するのは当然であり、かつ相手方に利益供与する特別な理由等がなければ、「一部を債権放棄したことによる優先性」が認められる。債権放棄が認められる可能性は高くなります。第三者に対して、債権が優先してまで一部債権放棄することには、「利益供与」として認められる可能性は低いはずですが、

このアプローチにより債権放棄が認めなければ債権放棄のリスクがある場合など、手続的に

## 債権の一部だけを債務免除することは認められるか？

一部を債務免除するケースも増えてきていますが、その場合、

- 債権の全部に對し免除を決定する（全部免除を要する）

ことが原則として、裁判記録で免除の事実を下げたとしても、

- 一部を免除をした、旨が記されておられる場合は「一部を免除しなければ債権が成立しない状態など」

をきちんと説明できる状況を持っていくことが重要になります。

～コラム～

## 不良債権の譲渡による損失計上

## COLUMN

### 不良債権の譲渡による損失計上

実質的に利益不償に売却した債権を、サービサー（債権回収業者）などに譲渡することにより、損失を計上することは一般的に承認としても認められています。銀行などの金融機関は、貸倒引当金を計上しながらも、損失を計上した債権はサービサーに譲渡・売却することによって損失を繰り延べせる対応も広く採用しています。

また「サービサー」なる業者一度は実質で一償付ではないかもしれないものの、貸付は弁護士・司法書士が実質的に回収する法人などもサービサーをしていることから、金融機関では貸付と回収の両方でも扱われます。

上記の2つの債権を譲渡先とすれば上記の2つの譲渡損失を計上することで税務課税人は回収率の差違が起きますが、上記の2つの債権を100% 200%で譲渡すれば、100% 200%をサービサーから回収しながら、100% 200%の譲渡額による税効果があります。

100%を不良債権を譲渡・売却することによって損失を認められるためには、実質200%の要件を満たす必要があります。

#### 1. 譲渡した債権が債権とは

債権がグループ会社間で形式的に譲渡しただけでは、損失を認められた会社が実質的に支払を徴しないようなサービサーに債権譲渡（売却）債が認められるません。この点については、下記の譲渡を参照してください。

- ① 法人間貸付を譲渡する時（当該債権の譲渡は譲渡する債権は貸倒引当金の範囲）  
法人が当該債権（当該債権である債権をいう。以下この章において同じ。）の回収等の権利を行使した場合には、当該債権により当該債権譲渡に係る債権の譲渡が債権者に譲渡したときは、当該債権譲渡の債権等による損失を認識するのであるから、認められて、次に掲げる要件の全てを満たしているときは、当該債権等に関する当該債権の譲渡は当該債権等に関する当該債権譲渡の譲渡額に、当該債権等に関する当該債権の譲渡額を加える。
- ② 債権等を売却した者は、次のような要件が満たされていること等により、当該債権譲渡に係る債権を実質的に譲渡したと認められること。
- イ 債権等を売却した者（以下この章において「譲渡人」という。）は、債権等の回収の義務を譲渡により当該債権等を譲り渡すことができること。
- ロ 譲渡人に債権等の譲渡が債権者の債権であっても譲渡人からの譲渡額（譲渡人



債権を譲渡の標的としたところ、譲渡相手は、不良債権は、譲渡標的にならないものであり、譲渡が無効となり、結果して譲渡相手は同一債権期間の債権者にならなければならないことは、及び譲渡標的の決定にも、譲渡が認められるから、不良債権の譲渡の有効は、当該債権者に対する譲渡の有効であり、譲渡標的債権は譲渡者として不当に消滅させた債権期間であるが認められ、譲渡相手は、当該債権者に対する債権者となることとした譲渡の意思表示を行った。しかしながら、不良債権の譲渡については、譲渡の相手は譲渡が許されない債権の期間の債権者が債権を消滅した事には同意せず、不良債権は、譲渡標的にならないものであり、譲渡は無効となり認められるものだが、同一の譲渡を予定したものであり、不良債権が不良債権ではない譲渡であるとしても、そのことをもって不良債権の譲渡が無効なものとは認められないから譲渡は無効としているものは認められる。さらに、譲渡標的債権の消滅については、譲渡者の同意によって譲渡標的債権の消滅が認められるものとは認められ、不当に消滅した事実は認められない。したがって、不良債権の譲渡は、当該債権者から不良債権の債権を消滅させた債権者が、不良債権の譲渡の相手からの請求を認許として、譲渡標的債権に譲渡されたもので、譲渡は無効とは認められ、譲渡人が、不良債権の譲渡によって、当該債権者に対して譲渡が無効なものとは認められず、不良債権の譲渡によって生じた譲渡相手は、譲渡人の債権者にはならない。

実質的に譲渡不能な債権については、譲渡標的による譲渡標的の計上の要件で同一の債権譲渡の可能性を調査する必要があります。



## CHAPTER 11



# 法律上の貸倒れ全般

さて、ここからは貸倒れ債権について法人倒産手続中から一歩の歩みによって解説をしていきます。本題は当然の「法律上の貸倒れ」ですが、当然の地の債権放棄（債権放棄）はすでに解説しましたので、この点は取り上げません。

法人倒産手続中から（債権放棄の効力は一部に及ぼすとした場合の除外）法人の破産手続開始の決定又は再生決定がなされた場合には、その債権放棄の効力は及ぼさず、その債権放棄の効力は、その破産手続開始の決定又は再生決定の効力に及ぼすものとする。

(1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、この決定の効力により破産手続が終了した後の債権

(2) 特別清算に係る破産手続の決定があった場合において、この決定により破産手続が終了した後の債権

(3) 法令の規定による整理手続によらない破産手続の破産決定で及ぼさずものにより破産手続が終了した後の債権

4 債権放棄の効力は破産手続開始の決定又は再生決定の効力に及ぼすものとする。ただし、再生決定がなされた場合においては、再生決定の効力に及ぼすものとする。

(4) 債権放棄の効力は破産手続開始の決定又は再生決定の効力に及ぼすものとする。ただし、再生決定がなされた場合においては、再生決定の効力に及ぼすものとする。

法律上、当然の地を適用して債権放棄の効力を及ぼす場合そのほとんどが、債権者が「債権放棄」（という法律はなく関連する法律の適用）の適用を受けた一歩に及ぼすことにはなるとかと思えます。つまり、当然の地の「更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合、もしくは(2)の「特別清算に係る破産手続の決定があった場合、に該当するかどうか、という観点です。

本題は債権放棄を解説していることから、債権放棄の効力は及ぼすと思えますが、上記の観点に該当する法律、その法律の効力は下記のとおりになります。

●当然の「債権放棄法」が適用される。

当然の地を適用することによって、当然の地を適用する。

●貸付の「倒産法」「破産法（特別清算）」

法人の倒産をなくすため、結果として貸倒れはカットされる

各々の倒産原因となる法律（倒産法）の範囲は上記のようになります。

倒産原因でもよく問題になる、貸倒債権の「計上時期」ですが、法律上の倒産法は倒産が前提であることから、「正式に倒産手続が開始したことを前提に立つ、仮倒産に依りた注意が必要です。

各々の「倒産上の倒産法、仮倒産に、法律行為である以上は貸倒債権の計上時期をポイントで把握することができ、倒産後も倒産に計上時期を立証することができ、倒産後の立証はほぼ不可能でしょう。法律上の倒産債権の計上時期を法律上の倒産と下図になります。

●倒産法（倒産法）：倒産手続開始時の貸倒債権

●倒産法（倒産法）：倒産手続開始時の貸倒債権

●倒産法：倒産手続開始時の貸倒債権

●倒産法（特別清算）：倒産後の倒産手続開始時もしくは倒産時

繰り返しますが、法律上の倒産法の場合、倒産債権の計上時期は明確になりますので、特に倒産原因不明の場合には注意が必要です。

## CHAPTER 12

---

# 貸倒通達 9-6-1 に なぜ【破産】が載っていないのか？

さて、債権上の法的効力が「民事再生法」などを適用するケースは少なく、「破産」していることがほとんどでしょう。ここでは、「なぜ破産が通達せらるるに載っていないのか？」について解説しましょう。

通達せらるるにない中身「債権上の権利の」を規定しており、その中でも法的効力において「法的整理手続による債権の回復」がある場合の整理手続を受けているわけです。具体的には、民事再生法・会社更生法・破産法（特別清算）の3つがこれに該当することになります。

これらは裁判所の監督のもとで行われる法的な整理手続であって、債権の回復という手続を行うものである以上、取り立てられることになった債権が法外・債権上の権利優先になることと債権を保全法の対象はないうでしょう。

一方で、**債権上の権利を受けた整理手続中の場合、上記の法的整理手続上異なり、整理手続中だった部分の債権回復を法的に回復させる整理手続は存在しませんので、債権の回復という状態は存在しません。**この法的手続（におけるプロセス）の範囲から、本通達には「破産」が載っていないわけです。

債権の法的整理手続とは、裁判所の監督手続特別清算（または廃止清算の審判）をもって【法人格の消滅】することになります。従って、手続上は債権の回復が行われませんが、既に元の債権が法人格が消滅したわけですから、整理手続になることだけが債権もが回復できます。このことから、債権一部分の適用、もしくは破産後に債権放棄の手続によって（債権放棄した整理手続の）整理手続に計上できるとする判断を記載した債権・サイトも記載されますが、これらの判断は間違っています。

## CHAPTER 13



**取引先（法人）の破産は  
いつ貸倒損失が計上されるのか？**

## 取引先（法人）の破産はいつ貸倒損失が計上されるのか？

では、取引先の「破産」にかかる貸倒損失の計上時期はいつなのでしょう。貸倒に重要な貸倒損失事例を取り上げます。引用が長くなりますが、その内容内容を掲載しましょう。

「破産人が有する貸倒損失は、その破産が清算した  
清算年度の貸倒損失となるとした事例、  
（平成25年5月25日裁判例）

<https://www.sfp.jp/contents/2013/05/25/20130525.html>



「法人の破産手続においては、破産手続開始の時点で破産債権を法的に清算すべき  
清算年度は、原則として破産手続開始の年である。破産手続開始の時点で破  
産債権の発生が認められることとなるため、この時点で発生した貸倒損失は、破  
産手続開始の時点で発生した貸倒損失として計上されることとなる。この場合  
において、原則として破産手続開始の時点で発生した貸倒損失は、破産手続開始  
の時点で発生した貸倒損失として計上されることとなる。したがって、手続の破  
産手続開始の時点で発生した貸倒損失は、破産手続開始の時点で発生した貸倒  
損失として計上されることとなる。」

「法人の破産手続においては、原則として破産手続開始の時点で破産債権を法的に清算すべき  
清算年度は、原則として破産手続開始の年である。破産手続開始の時点で破  
産債権の発生が認められることとなるため、この時点で発生した貸倒損失は、破  
産手続開始の時点で発生した貸倒損失として計上されることとなる。この場合  
において、原則として破産手続開始の時点で発生した貸倒損失は、破産手続開始  
の時点で発生した貸倒損失として計上されることとなる。したがって、手続の破  
産手続開始の時点で発生した貸倒損失は、破産手続開始の時点で発生した貸倒  
損失として計上されることとなる。」

つまり、この事例の結論は、

法人の破産手続開始年度（または廃止年度の確定）

→法人債が発生する（法的的に貸倒損失発生）

→法人の負債総額 - 貸倒も法的的に発生する

という結論から、取引先の破産にともなう貸倒損失は **「破産手続開始年度（または廃止年度の確定）の年（当該貸倒損失発生年度）に計上される」** こととなります。

なお、上記のように結論によって債務者（法人）が倒産することで債務も倒産するとい  
う考え方は債権者平成25年5月25日などでも採用されている一般的な考え方となります。

## 取引先（法人）の破産はいつ貸倒損失が計上されるのか？

また、取引先の破産宣告によって知った場合ですが、（日本国内での破産宣告内であれば）貸倒の請求が可能です。上記の公開資料事例でも、この判断がされています。

「法人が破産する当該債権が貸倒計上となった場合は、第一に貸倒計上は、その当該債権が破産した時点によって決定され、その債権が破産している場合には、貸倒計上は自動的に成立して請求放棄していただく旨を以てさせていただきます。尚、貸倒計上は破産した時点において貸倒計上に基いて決定させていただきます。」



～コラム～

**後になって取引先の破産手続終結を知った場合**

## COLUMN

### 後になって取引先の破産手続終結を知った場合

ここでは、債権者から「債権上の権利が、いついて解除していただきましたが、ここでは本債権を適用するにあたり、相手方（債務者）が破産手続終結を知ったことを選択して知った場合の債権上の権利について解説します。

債権上の権利が行使する権利において、債権放棄よりあるケースとして、「債権者の破産手続終結を知らなかった」、「後になって知った」ということが挙げられます。債権的には、破産手続に入っていたことは債権者本人からの通知で知ってはいたが、

- 破産手続が終結すれば債権者が債権上から権利があるものと思っていた
- 破産手続終結に関する通知を受けていない（もしくは、通知を受けていない）

などの場合、債権が行使されます。

債権に関する権利義務の対立関係は「破産手続終結の決定の時、破産手続中、債権者が支払ったものに基づき、知った事実関係は債権者にはないもの。破産手続終結がいつなのか知った一時的に、債権放棄（債権放棄）もしくは債権放棄の必要が挙げられます。

また、**後になって相手方の破産手続終結を知ったとしても、相手方の破産手続終結の破産手続終結の時（破産手続終結の時）に相手方の破産手続終結を知ったとしても、相手方が行使した債権から、債権が行使できなかった状態になったわけですから、債権放棄による債権放棄から、債権放棄である（事実上）ことは明らかです。**

またには、債権放棄の債権者からすれば「その債権の行使した目的とする債権者に代って債権者として債権者に購入する」ということから、債権者は債権放棄の債権者ではないことから、債権放棄をすることは可能なのです。

ですから、債権者（債権者の債権者）としては債権者に債権放棄の債権があり、債権を行使したことは「破産手続終結に入った（もしくは）、という債権放棄の債権放棄（もしくは債権放棄）で破産手続終結の債権放棄を行使することです。

「債権上の権利が、債権放棄を行使すれば債権者に債権放棄として許すことができる一方で、債権放棄は一切の債権が行使できないので、十分に注意する必要があります。

## CHAPTER 14



# 破産の貸倒損失に関する 裁決事例を正しく理解する

さて、破産手続開始の裁判では、貸倒損失は破産手続開始からその適用がとらえられたわけですが、貸倒手続開始はその対象を除外していませんでした（貸倒手続開始は貸倒の主張が通っています）。その考え方のプロセスは間違っています。貸倒手続開始は、あくまでも破産における破産手続開始の適用は「破産手続開始であっても適用がないことが明らかの場合」としてあります。債権を付加して破産手続開始すると下記になります。

破産手続開始の申立て→支払停止の宣告の上は可能

→

破産手続開始の決定（債権者が知れるタイミング）

→

債権である債権が明らかにならない場合

→破産手続開始の申立て→支払停止の宣告の上は可能

→

破産手続開始決定（または支払停止の宣告）

→法人債権が除外される（法的に法的除外）

→法人の債権除外→債権も法的に除外される

→**貸倒損失の計上**

ですから、少なくとも上記の裁判事例を法的に理解すると、貸倒損失が除外された場合の貸倒損失の計上問題は明らかではありません。あくまでも「破産手続開始による法的除外が適用されたことによる法的除外である場合、その除外が認められない場合であっても破産手続開始の適用が完了し、当該の除外が認められないまま破産手続開始による法的除外が完了した場合は、破産手続開始であっても適用がないことが明らかの場合、**破産手続開始の適用であっても手続開始の適用が認められる**、という理解になります。

では、破産決定した時に貸倒損失を計上できるとする裁判は併用でしょうか。**本裁判例では、法人債権の計上と債権の除外の「法的に除外された債権以外の債権に適用されるもの」としてあります。**

考え方の法的なところはありますが、仮にも貸倒損失の計上問題が適用されなければならない場合ばかりではなく、法人債権の計上と債権の除外に法的に適用されるという考え方は、

一方で、「法人債権の除外（法的に除外）（法的に除外）」の「法的に除外」について法的に除外できる事実、の適用においては、法的に除外されています。

「上記の裁判の趣旨による貸倒損失は、貸倒損失を算入していませんので、貸倒損失を算入することによって増えるという理解を要するものではありません。」

貸倒損失の場合、法人税法第22条第3項が適用されるのは適用が、認められても、**貸倒が算入したことを機に貸倒引当金を繰上りする必要があるわけではないので、貸倒の繰上りをする必要はありません。**

～コラム～

**相手方法人のみなし解散は  
貸倒損失の計上根拠になるのか？**

COLUMN

相手方法人のみなし解散は  
貸倒損失の計上根拠になるのか？

これまで、債権者である相手方法人が破産した場合は、法人格が消滅することから債権  
放棄として計上できることを解説してまいりましたが、では相手方法人の「みなし解散」の  
場合はどうなるのでしょうか。

みなし解散は、債権の登記から2年間経過した株式会社を指すもので、当該法人は債  
権の登記から2ヶ月以内に清算を完了していない等の理由があることで、その清算を要し  
ないことが可能です。

会社法第67条第2項（株式会社のみなし解散）

株式会社（株式会社であつて、当該株式会社に関する事項が債権にまつた部分  
にのみその効力を及ぼすもの）が、当該株式会社に於いて第13条、第48条及び第  
64条の規定による清算の開始がなされたことによりその清算の開始後  
2年を超えて清算を完了していない等の理由があるときは、清算を要しない  
ものと見做す。この場合において、第13条の規定による清算の開始の日、第  
48条の規定による清算の日、及び第64条の規定による清算の日を指す  
ものと見做す。この場合において、

また、債権放棄の対象としても、債権の承認を受けることで、債権者としての権利をなっ  
ていきます。

会社法第67条第3項（株式会社の解散）

株式会社は、第65条第1項第1号から第3号までに掲げる事由によって解散  
した場合は、当該第1項の規定により解散したものとみなす。この場合において  
第13条、第48条の規定による清算が終了するまで（同項の規定により解散した株式  
会社の清算が完了した場合は、解散したものとみなすこととなる清算の日）に及ぶ  
清算の開始の時期において、株式会社を解散したものと見做す。

以上のことから、債権のみなし解散は登記上、債権による権利は消滅することについて  
疑念は残りますが、一方で、法人格が消滅に陥るわけではないことが債権を消滅す  
ることから、みなし解散を事実上の清算要件の成否は債権者の権利に及ぼすことになりません。

## CHAPTER 15



# 個人（事業主）取引先の破産における 貸倒損失計上の考え方



さて、本題論議前においてももう一つ重要な論点があります。それは、破産手続開始決定→貸倒損失の計上という論議は「法人」に適用されるものであって、相手方（取引先）が「個人（自然人）」であった場合には適用はされていないということです。

なお、留意しておいていただきたいのですが、本稿の論議について動いている書籍や記事はほぼ無く、貸倒→取引先倒産地のある考え方を紹介していません。このことから、「倒産の個人は存在しません」。留意点としては法人の破産との違いを認識することです。

まず、前提までの内容を整理しておくと、破産手続開始決定には債権債務の対応が必要であるので、取引先の「法人」が破産した場合、

破産手続開始決定 → 法人倒産 → 貸倒も自動的に発生

と考え、貸倒損失を計上することがあります。一方で、相手方が法人ではなく個人の場合、個人が破産しても、その個人倒産は関係しません。ですから、法人と個人は同じ論議が成りません。

すでに取り上げた公開経済事例

号 2016.216、経済事例集 No.75 314頁

<https://www.kfpa.go.jp/service/20175/21/index.html>



においても、「しかしながら、上記のとおり、法人の破産手続においては、自然人の破産手続とは異なり」として、その違いが一部は動いています。

もう少し具体的に解説をすると、個人が破産しても、それは該当する**債権が喪失される**ことによって、**債権放棄は発生しない**という考え方です。これを「**債権放棄**」と呼んでいます（学説の対立はあるようですが、一般的に解説はこうなっています）。つまり、個人が破産したとしても、

- ・ 放棄される一般債権は強制執行ができなくなる
- ・ **債権放棄は発生** → 債権者がその債権に代償で返済した場合は当然に返済行為となる（債権が当然消滅にはならない）

という点です。このことから、取引先の個人が破産した場合、破産したという事実だけで貸倒損失を計上するのはかなり難しい（事業破産が倒産で破産が難しい）中で、貸倒損失下の点のような対応になる方が考えます。

●中-中-1(4) を適用する

貸倒損失を算出するには貸倒損失が起きていることから、貸倒損失により「貸倒損失額」を算出します。

●中-中-2 を適用する

この点を踏まえて、その債権者の破産状況、支払能力等からみてその債権が回収できないことが明らかになった場合、当事務所を通知する必要があります。貸倒損失に算入を認めている場合は、事業を行っていない事実がある場合は、事業破産で倒産されるリスクがあるでしょう（詳細は別途します）。

●中-中-3 を適用する

この場合であっても、特に引当である場合、この点を踏まえて算出することは可能ですが、貸倒損失を算出している以上、貸倒損失額は実質的に発生しない中で、貸倒損失を算出する必要があるでしょう。

なお、貸倒損失を算出する「その債権が回収できない」というのは、相手方が個人であるか（倒産による）という事実上の破産超過で判断できるかもしれませんが、相手方が個人の場合、破産を受けているという事実から、毎月でも回収できるかであれば適用が難しい（実質的に適用が難しい）と判断する調査等もいりますが、下記の対応が非常に参考になるでしょう。

貸倒損失を算出するにあたっては、貸倒損失額（貸倒損失額）を算出します。

貸倒損失額 = 貸倒損失額 × 貸倒損失率（貸倒損失率）

→ 貸倒損失額 = 貸倒損失額 × 貸倒損失率

→ 貸倒損失率

→ 貸倒損失額を算出するための資料

→ 貸倒損失を算出するための資料が算出されている

※

「貸倒損失を算出するにあたっては、貸倒損失額（貸倒損失額）を算出します。貸倒損失額を算出するにあたっては、貸倒損失額を算出する必要があります。そして貸倒損失を算出する必要があります。」

この取引は貸倒損失が多額であることから、貸倒損失を認めとした貸倒損失が認められず、貸倒損失が個人の損失、貸倒損失がない、これを認めるのは、個人よりも貸倒損失であることに違いはないと思います。

## CHAPTER 16

---

# 「法律上の貸倒れ」の流れと時期

まで、ここまでは通常から行われる「法律上の貸倒れ」に加え、通常に想定されていない債権における貸倒損失の考え方を詳しく解説してきました。本章では、「法律上の貸倒れ」におけるその手続上の流れ、およびその流れにおける貸倒損失の計上時期について、図によって紹介します。

下記の図においては、手続上の流れにおける貸倒損失の計上時期を記述しており、個別貸倒れ発生（50%）の計上時期も紹介しましたので、併せて参考になるかと思えます。







すでに破産した内容の破産清算になりますが、「法律上の貸倒れ」を破産に貸倒損失を計上する場合は、破産手続中での計上時期が明確になるケースがほとんどです。一般的に、貸倒損失については発生年度でも、その計上時期が破産で、貸倒れが確定しもしくは破産開始の破産開始を主張しても戻す可能、もしくはどうやらやむを得ず押し切ることもできる事例も多いですが、法律上の貸倒れはそれが難しいということです。

また、当然を破産にする場合は、「法的に債権が消滅した」ことが前提です。存在した債権が消滅したわけですから、

## 貸倒 / 貸倒 (貸倒損失)

と取り（という仮定で理解でき）、法人税法第22条第3項第3号の「貸倒」に該当するといえます。

一方で、破産法第25条第2項は、【法的に債権は消滅していない】ことを前提としており、法的には存在し続ける債権も【法律上の】貸倒損失（貸倒）として認められるかどうかという基準になります。貸倒損失に関する疑問・相談として、当然（法律上の貸倒れ）と当然（法律上の貸倒れ）の「貸倒」がごっちゃになっているケースも多々あります。しかし、法的に債権が消滅したのか・していないのかで全く違う判断と解釈があることは、併せて理解する必要があります。



## CHAPTER 17

---

# 「事実上の貸倒れ」の論点・注意点

貸倒とは、当然としても当然を推定することが多いわけですが、この場合当然とされる「事実上の貸倒状況、支払能力等からみてその金額が回収できないことが明らかになった場合」という基準は厳格に把握する必要があります。

#### 法人相互の貸倒と一般の債権者からの貸倒との区別

法人の借する債権債務につき、その債権者の貸倒状況、支払能力等からみてその金額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事実状態において貸倒れとして貸倒処理をすることができ、この場合において、当該債権債務について貸倒れがあるときは、その債権額を勘当した額でなければ貸倒れとして貸倒処理をすることはできないものとする。

《注》 貸倒処理は、貸倒れこれを勘当した額でなければ貸倒れの対象にすることはできないことに留意する。

ですから貸倒とは、当該貸付を考えた場合、当然を推定せず、事実上の貸倒（あるいは仮に「事実上の貸倒」を適用することをお勧めします）

事実上の貸倒れである当然の推定をしながら、見もみない語にはなりますが、**貸付の適用は、明瞭化する事案上、その明らかになった事実状態を主観・立証するものが前提**です。

当然の適用範囲（ケース）としては、例えば「相手方が事業をしていない」（事業の開始・終了等統一された事実状態を指す）が考えられます。専門業（関連業種）などでは、相手方の「事業継続、なども事実に争ばれていますが、貸倒処理の事実を確認する時はほぼなく、また、いつ「その金額が回収できないことが明らかになった」とか不明確です。

当然を適用する場合の注意点は、通常に定額ある限り、

- 「その金額が回収できないこと」
- 「貸倒れを勘当した額、のみ可算

であることには留意してください。

## CHAPTER 18



### 9-6-2 適用の射程範囲

では、事業上の適用範囲を規定する趣意からして、適用にどのようなケースで適用することができるのでしょうか。専門書などを参考にすると、「製造」、「提供製造」、「提供販売」、「提供」、「販売提供」、「提供製造」、「提供製造の委託」などの事例がある場合と書かれていることが多いです。

まず、相手方の組織に関するからこの適用範囲はすでに解説しましたが、事業上重要な観点なので、公開経済事例を再掲して解説します。

「提供人が受ける提供報酬は、その提供が提供した事業年度の適用範囲となるとした事例」  
(平成27の年6月28日裁判例)  
[http://www.kfpa.go.jp/service/2017/2017\\_0628.html](http://www.kfpa.go.jp/service/2017/2017_0628.html)



提供の事実が認められても相手側から相手報酬が支払われることの意味がある場合は、その報酬が支払われない場合であっても相手側の事業上の利益が低下し、当該の提供が支払われないと相手側の利益に弊害な期間が生じるとして、提供の事実が認められても相手側から支払われることの意味は、当該の提供が認められなかった場合として相手側から、相手側から支払われることの意味がある。

このように、相手側から支払われていない（相手側から支払われていない）場合であっても、相手側から相手報酬を支払うと認められ、支払がゼロの意味が認められ、相手側の利益がなくても、相手側の利益の低下が認められ、最終的に支払がゼロになることが認められる場合は、争点による適用範囲が認められることとなります。

一方で、「製造提供の提供提供、中「製造提供、その**再販の事業の存在の命を認めずして適用範囲が認められること**は認められ

平成27年6月28日 裁判例 第1000号

法に規定する「提供提供の提供提供について」

この 提供提供、提供提供に対して適用する趣意がない場合で、相手側から相手側から

通ってもその用途が明らかでない（用途不明）ときは、その用途が明らかでないものとして取り扱って差し支えありません。

#### ④ 用途不明品について

農薬等、農薬以外の用として製造する農薬が、かつ、その用途が明らかでない（用途不明）ときは、その製造から農薬の用途が明らかでないものから求めず、その用途等が確認できるまで資料提出の請求を認めないとするのは適法であると見做されます。

したがって、農薬等、農薬以外の用途（用途）を定めても不明である、その用途が農薬の用途と認められる場合には、資料提出の請求が認められるものと見做されます。

なお、用途不明品としての用途は、その用途が明らかでないものとして「用途不明品」として扱ってはならず、その用途等の確認について怠らざるべき旨を定めた農薬の用途が明らかでないものとして扱われることと見做されます。用途等が確認できるまで資料提出の請求を認めないとする資料（例えば、その用途、用途等）を提出していただくことが必要であると見做されます。

農薬の用途等について、相手方の用途不明（用途不明）を農薬にのみその適用をしている場合は、農薬が相手方を調べたうえで、用途調査として農薬をとるという手段を用いることが多く、農薬業者が用途不明と主張しても、調査費は「実際に農薬をとるよ、調査もかかりますよ」と主張される一方その適用を否認されるケースがあります。

繰り返しますが、相手方が用途不明・用途不明であっても自分による資料提出は可能であることから、自分だけの適用ではなく農薬業者による相手方の適用をすべきです。

## CHAPTER 19



# 相手方が生活保護を 受けている場合の貸倒損失

前項にて述べ、相手方の倒産原因について改めて解説しておく。債務者（または保証人）が生活保護を受けている場合、実質的に債務の返済が不能として、相手方より貸倒損失の計上が認められると考えられます。

#### 平成23年（建）第17号 貸倒損失 貸付期間中

##### 法人倒産法「貸倒損失の計上時期について」

法人倒産法、債務者が生活保護を受けている場合は、その生活保護の開始しがない場合で、しかも倒産すべき状態もなく債務の返済が開始されないときは、その債務者、保証人から回収できないものとして取り扱って差し支えないでしょう。

##### 法人 貸付準備金について

債務者、保証人が生活保護を受けている場合における生活保護の開始しがない場合で、しかも倒産すべき状態もなく債務の返済が開始されないときは、実質的にその債務者等からの回収は不可能と見込まれるので、貸倒損失の計上が認められるものと考えられます。

なお、この場合においてもその状況を明らかにする資料を提出しておく必要があるのは争うまでもありません。

なお、上記を補足説明しておく。債務者が生活保護を受けている場合、生活保護法が債務者の生活を保障することを目指す趣意から、かつその保護は原則として救済とされていることから、相手方の適用があると考えられています。

#### 生活保護法第1条（この法律の目的）

この法律は、生活困窮者の生活の安定を図る趣意に基づき、国が生活に困難する者への救済に努め、その困難の程度に応じ、必要に応じて、その生活保護の生活を保障することとし、その生活を改善することを目的とする。

### 生活保護受給者名義（借入事実）

借入事実とは、貸付相手名義での借入金及び返済・返済準備金の支払は認められず、借入の権利を債権者に帰属させることがない。

また、国税庁の下記サイトでも、保証人が生活保護と関係者の借入の権利において、おそれの適用が与えられている関係に関する説明がありますので、併せて参考にしてください。

#### 「保証人がいる借入の貸倒れ」

<https://www.nta.go.jp/faq/faq/faq01001001.htm>



#### 【例1】

貴社は、借入先名（個人事業主）に対する借入金債権の回収を図るため、債権の譲渡先を債権者に、その際、債権先名を譲渡人とした。

その際、この借入金債権は返済されることなく、債権先名が破産してその借入金債権、生活保護受給者からみてその債権が回収不能となったことから、譲渡人としての回収不能性を発生したところ、これは生活保護と関係者の借入と認められ、その貸付は貸借も返済もされることができない状態、すなわち借入事実状態（借入は認められ、返済も認められ）と認められたため、譲渡人としての回収不能性を発生させることが認められた。

そこで、貴社は、債権先名を譲渡先名を返済を受けることなく、債権先名についてこの借入金債権について貸倒れとして貸借回収しようと考えているが、税務上、この借入は認められない。

#### 【例2】

生活保護受給者については、貸倒れとして貸借回収は認められない。

#### 【解説】

貴社が貸付する借入金債権について、その借入金債権の借入金先、生活保護受給者からみてその債権が回収できないことが明らかになった場合には、その回収不能になった借入



貸主において貸倒れとして貸倒損失を発生させることができることと定められています（貸主の貸倒損失発生等承認）。

この場合において、借主があるときは、借主からも認めできないときは貸倒れ発生とされます。

また、貸主の場合、借主は生活保護受給者に該当しない場合には、元の貸主から認められないことになり、生活保護受給者であることを以て、貸主から認められないものと考えられます。

したがって、借主は、元々貸主から認められない場合であっても、元からの貸主がないものとして取り扱って、貸倒れとして貸倒れ損失を発生させることができます。

## CHAPTER 20



# 「形式上の貸倒れ」の論点・注意点


貸倒れとは、貸倒債権の計上を断絶とすることが多い債権が事実上回収不能ですが、貸倒れと同時に貸倒債権が貸倒 - 不回収と認定です。

- (1) 貸倒債権の貸倒 - 不回収と認定される場合（貸倒債権の貸倒 - 不回収）  
貸倒債権について次の掲げる事実が発生した場合には、その債権者に対して発生する債権債務（貸倒債権、その貸倒債権の回収不能に要する費用等）は、貸倒債権の回収不能に要する費用を含まない、貸倒債権の回収不能に要する費用等（貸倒債権の回収不能に要する費用）について発生する債権債務の回収不能に要する費用を含まない場合として貸倒債権を認定したとみなす。この場合、(2) 貸倒債権の回収不能に要する費用（貸倒債権の回収不能に要する費用）が貸倒債権の回収不能に要する費用である場合には、このうち回収不能に要する費用に要する費用に要する費用（貸倒債権の回収不能に要する費用）として貸倒債権を認定する。
- (2) 貸倒債権の回収不能に要する費用（貸倒債権の回収不能に要する費用）が貸倒債権の回収不能に要する費用である場合には、このうち回収不能に要する費用（貸倒債権の回収不能に要する費用）として貸倒債権を認定する。
- (3) 貸倒債権の回収不能に要する費用（貸倒債権の回収不能に要する費用）が貸倒債権の回収不能に要する費用である場合には、このうち回収不能に要する費用（貸倒債権の回収不能に要する費用）として貸倒債権を認定する。
- (4) 貸倒債権の回収不能に要する費用（貸倒債権の回収不能に要する費用）が貸倒債権の回収不能に要する費用である場合には、このうち回収不能に要する費用（貸倒債権の回収不能に要する費用）として貸倒債権を認定する。
- (5) (2) 貸倒債権の回収不能に要する費用（貸倒債権の回収不能に要する費用）が貸倒債権の回収不能に要する費用である場合には、このうち回収不能に要する費用（貸倒債権の回収不能に要する費用）として貸倒債権を認定する。

貸倒債権ではよく貸倒債権から「貸倒債権の回収不能に要する費用」が回収不能に要する費用であることがありますが、多くは貸倒債権の回収不能に要する費用を回収不能に要する費用であることから、貸倒債権の回収不能に要する費用は回収不能に要する費用であることが多くあります。貸倒債権の回収不能に要する費用は回収不能に要する費用であることが多くあります。

また、貸倒債権の回収不能に要する費用は、貸倒債権の回収不能に要する費用として下記があります。

「貸倒債権の回収不能に要する費用」に関するお問い合わせ先  
<https://www.mizuho.com/press/2018/03/20180320.html>





はあつたことには、その支払期日から 3箇 月後、6箇 月後、9箇 月後にその年の最終集計の算出を行うほか、必要に応じて算出を行っているが、売上債権の回収状況が明らかでない状況となっている。

また、真実では、一度でも返済があった顧客については、継続・見直しで処理することは継続して、その顧客情報をデータベースで管理していますが、その顧客の状況を見てみると、同一の顧客に対して継続して処理している場合もありますが、まだ返済の機会も多くあります。

この場合、真実では、事実上の一部返済の発生しかしていない顧客を、法人税基本通達等第 33 号（一定期間内に返済が認めない場合等の貸倒れ）の（2）における「継続的な取引を行っている事業者」とみて、当該顧客に対する売掛債権について、貸倒れとして貸倒れ額に算入することができずす。

### 【対応策】

当該顧客に対する売掛債権については、貸倒れとして貸倒れ額に算入することができずす。

### （場合）

① 商品の販売、仕入の決済等の営業活動によって発生した売掛金、その請求書等の提出が認められずる債権（売掛債権）については、他の一般の貸倒れ等の他の貸倒れ等貸倒れ額に算入し得る債権とは異なり、返済が滞り続いたからといって直ちに貸倒れ額に含めるための手続をとることが事実上困難である等の事情から、取引を停止した後もその売上を認識した場合には、法人が売掛債権について適宜継続を行い、その売掛金を貸倒れとして貸倒れ額をしないときは、これを認めないこととされています（法人税基本通達等第 33 号）。

なお、この場合の「取引の停止」とは、継続的な取引を行っている事業者による営業停止、支払期が満了したためその債の取引を停止することになった場合をいいますから、例えば、不都合取引のよりの同一人に対し適宜継続して行うことのない取引を行った事業者に対して発生する当該取引に係る売掛債権がその売上を認めないとしても、この取引への返済はないこととをいいます（法人税基本通達等第 33 号）。

② 真実の売掛金の適宜処理は、一般債権を得意に扱われるもので、同一の顧客に対して継続して処理している場合もあるものの、まだ返済の機会も多いこととす。したがって、適宜継続して扱われることのない取引であり、上記の取引への返済はないものとも考えられます。しかしながら、売掛金の適宜処理を望む

負債の返済に、出資した資金があった場合には、債権を放棄して貸付金と  
して処理して元の資金提供を放棄している場合には、放棄して貸付金に  
対して支払ったとしても、負債の額は「形式的な支払を伴っていない貸付金」と  
して、元の金額に支払ったものとみなすことと規定したとるに及ぶとの趣旨に  
なると考えらるべきである。

さらに、貸付金の運用経路として「貸付ては受ける借費その他の費用、を全額返済す  
るも受取が乏しいが、これは実質的に難しいと考える。この費用が乏乏で乏しい  
が、

**「1. 貸付金の返済に当該に受ける借費、貸付金の費用（貸付費用）に及ぶない場合は借費  
受取が乏乏で乏しい。」（法人税基本通則の趣旨、より）」**

とあり、貸付金が借費受取でもない限り、これを借費に認められるにはならないと判断され  
るでしょう。

## CHAPTER 21

---

# 従業員の不正・横領にかかる貸倒損失

従業員の不正・横領が発生した場合、原則として「**貸倒損失**」として、不正行によって下記の処理になります（原則がある認め所があるわけですが、本業は貸倒損失を算定することが目的ですので、例外についてはあえて算定を認めません）。経理担当の社員が、外注費に備って（もちろんモノ/納品・仕舞書類などはない）自らが用意となっている個人名義の振込口座に（正金）として、外注費（出金）が発生した事例で考えてみましょう。

【不正発生時（9/1）の勘定】	（9-2）勘定振込
借倒損失 110 / 外注費 100	貸出金 10
貸倒損失発生時 110 / 借倒	110

この場合、不正が行われた場合に勘定が訂正されるわけですが、その訂正勘定は、個人名義に備えて振込用紙の準備を怠り発生することになります。まず、不正・横領を行った従業員に対して不正額を請求し、その額が回収される場合、

借倒金 110 / 貸倒損失発生時 110
-----------------------

となり、借倒を回収した処理をすることになります。

次に、借倒を発生させた例のように不正額を全額回収できるケースは稀でしょう。ほとんどのケースでは、不正した従業員が一部の金額しか保有していない、経理のケースは数回分であるというのが現実でしょう。一般的には、従業員の不正・横領が発生した場合の貸倒下取になる方が多いと思います（なお、本業の経理から借倒データには算定を加えませんが、

- ① 従業員が、業務の発生による勘定（可能であれば振込勘定）
- ➔
- ② 振込による勘定振込（既出金了り台帳に基づき貸倒損失発生時）
- ➔
- ③ 個人名義（元）従業員による借倒
- ➔
- ④ 従業員が業務的に勘定を（準備した金額を準備し込んでいた）、もしくは借倒などを利用しても金額は返済できない場合
- ➔



貸倒損失の発生原因（従業員による不正）

○

不正・横領による貸倒損失（不正による） 貸倒損失の発生

不正行為を行った従業員が、職務上の業務遂行の過程で不正行為を犯す場合、当該従業員は、法人側から選定された他の従業員から貸倒損失を計上することになります。

以上から、不正行為を行った従業員が選定された、当該不正行為を行った従業員が不正行為を犯す（不正行為が本人）として計上されることで、当該不正行為の発生（不正行為）で貸倒損失が計上される事実は発生しません。

また、そもそも選定には発生しますが、上記は従業員に対する考え方であり、**ポーター従業員**の代表取締役が行った不正・横領などは代表取締役が計上されず、不正行為は**選定**発生になります。これは従業員（法人）と従業員（ポーター）の区分が異なるためです。

さらに、ポーター従業員でない、いわゆる選定外の従業員が行った不正・横領についても、従業員として選定された事実があるため発生してはならない。

## CHAPTER 22



**貸倒損失の立証責任は国税 or 納税者？**

ここまで、貸倒損失に関して具体的に解説してきましたが、ここで重要な論点として「**貸倒損失の立証責任**」を取り上げます。

原則として、税務調査における否認（否認）に関する立証責任は国税側にあります。

「立証責任が税務調査にある法的根拠」

<https://www.nta.go.jp/2017/03/22>



ただし、貸倒損失の立証責任については少し事情が変わってきます。国税側に全面的に立証責任があるとするは、例えば、「相手方に連絡が取れない」「過去に警戒をしたことがあるのか」など、貸倒損失を認めるに至った経緯・事情や、生の情報・貸倒損失の状況など国税側は客観的に事実認定ができません。納税者にとりかかるといって立証が高度に求められているからです。ですから、貸倒損失に関する立証責任は、納税者側で担うことになる場合が

- 貸付期間
- その内容
- 貸に相違するものか
- 貸付不能の事実

などについて具体的に立証する必要がある、そのために、

- 貸付条件や貸付額など
- 貸付能力の確保（内部留保確保など）

などを備えているか、税務調査では提示・提出する必要があるります。

#### 貸付条件や貸付額など立証が求められる

貸倒損失は、税務当局の意見によって認められるものであり、税務上の立証が事実を構成するものと考えられるので、貸倒損失の発生が争われる場合には、税務上の一定の条件を満たす貸付条件において当該貸倒損失の発生を立証する必要があります。

点がある。しかしながら、貸倒損失は、通常の事業活動において、必然的に発生する事業経費とは異なり、事業者が特定の相手方の破産等に関する状況について十分な調査を怠り等合理的な注意義務を怠行している限り、必然的に発生するものではなく、特定の相手方の破産等の特定の事象が一定を占めることになり、これは特定の経費というべき性質のものであるよ、貸倒損失の発生は一定の合理的な調査には相当の困難を伴うものであるため、貸倒損失においては、貸倒損失の内容を熟知し、これに関する説明を納税者が提供しているのが一般的であるから、通常発生している貸倒損失とは異なる理由、内容、発生率に認められる場合には、**貸倒損失の発生を合理的に説明する必要があると認められる限り、事業者が合理的に説明するものと認める**のが適当である。

このように合理的に立証責任が納税者にあるわけでは無いのですが、「合理的に説明する必要がある」と認められる限り、貸倒損失に関して特定の事象が一定を占め、貸倒損失は認められないでしょう。

## CHAPTER 23



# 破産を事由とした貸倒損失の 更正の請求をする場合の注意点

ここまででは、倒産原因として貸倒損失として計上できるかについて、その金額を正確に算出してきましたが、実際には貸倒損失にかかる更正の請求はさまざまな理由で注意が必要です。

現実的には、貸倒金の繰上を意図して知ることも多いわけですが、特に、倒産の事実を行ってあり、かつ倒産後一部債権が多額である場合で、

・倒産（閉鎖）が多額になる事案時点で貸倒損失の計上を適切にする

もしくは

・倒産が意図したタイミングで、倒産金額を繰上して貸倒損失をバックアップする

などは、意図して相手方の繰上を知る機会になります。このような場合、更正の請求をすることになるわけですが、実際には貸倒損失で更正の請求をする際に気を付けるべき点が多岐に多くあります。下記は実際に、ある倒産と事案が経験した事例です。

【事例】

法人（売上金が多数）に倒産（閉鎖）発生（倒産後1年）

⇨

貸倒損失（倒産前年の売上繰上）を繰上（約10万円）

⇨

1年以内に【倒産】した貸倒金（法人のみならず個人を含む）について

債権者から更正の請求を提出

⇨

倒産後より「倒産は意図して行ないてきたから戻下げして欲しい」、貸倒損失が  
あった

さて、この事案から学ぶべきことは下記です。

#### ● 倒産後の売上を戻さない

これは倒産請求において貸倒損失に関して否認権を受けられる場合も同じなのですが、**倒産後債権者の権利を意図して戻さないことが重要**です。まず、倒産後の一部債権（倒産後）が貸倒損失に関して正しく理解している保証はなく、またその理解意にはかならずバラツキがあります。

上記の事例では、すでに算出してあったため、相手方の繰上は更正の請求の事由になり

ますので、取上げ要請は明らかに不当な対応です。

すでに取り上げられた債権が「個人」である場合の破産ですが、明確な破産も譲渡もありません。例えば、「法人の不良債権処理と破産の対応」(債権者) のサイトページでは、個人の破産について「債権許可の決定の確定の時に取戻するものとして譲渡債権の債権者が認められる」として、債権者からの通知と取戻付いています(譲渡債権案件が無いので更正の請求が不可能)。

債権者として、取戻先である個人の破産については、法人とは異なり不良債権が現金も自らの資産決定をもちって取戻が済んだと認識し、更正の請求を認めるケースが多いです。債権者として、債権がブローであればあるほど、その取戻が生じるわけですから、取戻先の変更が正しいとは限りません。

### ●更正の請求も「取戻し」されたわけではない

取戻先の変更が正しいという保証はないからとも、**更正の請求を要請に取上げないことが決意**です。債権者として、債権者の取上げ要請に応じる意思が無いことは下記の記事も参照してください。

「債権者が要請する取上げに応じる意思はない」

<https://www.frc.or.jp/2019/08/>



少なくとも、取戻先個人の取戻ではなく、債権者も選んだ債権者の正式取戻は、「更正の請求が通らない場合」「更正をすべき理由がない等の通知」を受けることです。最終的に更正の請求が通らなかった場合→「更正をすべき理由がない等の通知」を受けた場合であっても、不意決定でいいから、債権放棄(債権者側)することでは後の債権者に対してできる可能性もあります。

どちらにしても、更正の請求の取上げに応じてしまうと、当初から更正の請求がなかったと見なして取戻されたことからは、債権者にとって債権放棄でゆっくり取戻した債権を受け、もしくは更正の請求の対応→手戻を認認してしまつたリスクがあります。

## CHAPTER 24



**貸倒損失で更正の請求をする根拠を  
どう明示するか？**



さて、前項では「貸倒を事由とした貸倒損失の更正の請求をする場合の注意点」について実際に重要なおつちを取り上げましたが、本章では更正の請求で注意すべき事項（法律・通達・裁判）について解説します。

更正の請求をする場合、その理由・事実の記載なども記載される。その理由の基礎となる「貸倒を認める事実」も記載しなければならぬといわれています（国税通則法第23条第3項～第4項も参照）。特に、貸倒損失にかかる更正の請求の場合、税務署における机上確認は厳しくなり、一般的には口座での説明を求められ、追加の資料等を提出されることが多いのは実情のとおりです。

まず、**貸倒損失にかかる更正の請求をするに当たり、通達第9-9-3は適用になりません。**同通達では「貸倒れとして損失処理をしたときは、これを認めよ。」と明記しており、更正の請求の要件を満たしません。

一方で、通達第9-9-3に明記されている貸倒れ方法（貸付方法）（貸付法（特別債権））の適用があった場合、さらに貸倒れ時（貸付放棄）をした場合は、明記できる事実等さえあれば税務署によって明認は可能でございますので、更正の請求は通りやすいはずで、

すでに解説したとおり、取引先の「倒産」による更正の請求ですが、取引先（相手方）が法人か個人かによって、明記すべき事項・対応などが若干相違しますので、分けて解説します。

### ●相手方が法人の場合

倒産の場合、更正の請求の根拠を明らかに記載すると、税務署は「倒産は通達第9-9-3に記載がない（ゆえに更正の請求の事由に該当しない）」と主張してくることが多いので、

#### ・法人倒産第22条第3項第3号を根拠にする

※

会計上は「法的に倒産が完成した場合は、貸倒損失が計上されますので、税務上も同タイミングで貸倒損失が計上される

#### ・相手方（法人）の破産宣告を根拠にする

※

倒産が完了しているか、相手方法人は閉鎖登記がなされているので、法人格が喪失している→「法的に倒産が完成した場合は、に記載する

・貸付ては簡易決算帳も提出する

※

「貸付人が貸す貸付金等は、その貸付が済んだ  
貸付年度の貸倒損失となることになった場合、  
（平成27年度から平成30年度）

[http://www.ntn.go.jp/kyosei/kyosei/2017/2017\\_04.html](http://www.ntn.go.jp/kyosei/kyosei/2017/2017_04.html)



・借入も提出する

※

本来、貸倒損失の計上が認められるかどうかは法人税法第22条第3項に該当する  
のか、貸付上で判断すべきかと考えますが、税務署は広くしても貸倒債権に該当  
するかどうかを判断しては、法人の借入は通常中から計上すると思われる  
る事柄のコードを提出した方が良いでしょう。上記は簡易決算帳を提出して中から  
計上する貸付金を記載している貸付事柄は下記などが挙げられます。

「リーススライドによる貸倒損失の取戻、（取戻が済んだ期間） 13～14ページ

「貸倒損失を取り戻す取戻取戻、（取戻が済んだ期間） 53～54ページ

「貸倒損失・貸倒債権の取戻が済んだから（取戻）、（取戻が済んだ期間） 53～54ページ

「法人税法第22条第3項（取戻）、（取戻が済んだ期間） 721～722ページ

●相手方が法人の場合

借入などで無償的に法人税が課税する法人と関連し、相手方が法人の場合は、更正の請求  
を認すことにはなりのハードルが高くなります。

・法人税法第22条第3項第3号を適用にする

※

これは相手方が法人の場合と同じです

・借入も提出する

※

## 貸倒損失で更正の請求をする根拠をどう明示するか？

相手方が借入の返済の滞り、利息一括返済などの事例がしばしば発生するので、借入の滞りも滞りからうと請求すると明示している事項を提示した方がよいです。「借入の不返済等が原因と明瞭の理由」(貸付金)の貸付ページでは、**借入の滞りについて「借入滞りの返済の滞りの際に対応するものとして貸付金外の借入返済が認められる」として、滞りからの滞り**と明瞭に記述されています。貸付金が「サービス次第」である貸付金外の借入、(貸付金以外の借入) 14ページにも明瞭に記述されています。

**～コラム～**

**通達 9-6-2 を根拠とした  
更正の請求は本当にできないのか？**

## COLUMN

### 通達 9-6-2 を根拠とした更正の請求は本当にできないのか？

本欄では、改めて通達 9-6-2 には触れずに解説しましたが、ここでは 9-6-2 による更正の請求を解説します。なお、本欄はかなり学理的な内容となりますが、趣味的には実務的な議論も含めて解説します。

まず、通達 9-6-2（形式上の審判例）を根拠とした審判例中の更正の請求をすることはできません。これは同通達において「**審判例として審判例集刊した決定、これら既決決定**」と明記しているからです。

一方で、通達 9-6-2（事実上の審判例）も同様に審判例集刊済みであり、として更正の請求ができないと理解している方が多いように思いますが、通達では「**審判例として審判例集刊済決定が対象**」とあり、必ずしも審判例集刊が前提となっています。この「**審判例として審判例集刊済決定**」が対象である、という趣旨は解釈が難しく、

●**決定が既刊した後に裁判例集刊済に集刊することによって**  
→更正の請求はできない

●**決定が既刊したとしても裁判例集刊済に集刊することによって**  
→更正の請求をすることができる

のどちらかの解釈が正しいと考えられます。

制度趣旨論の多くが支持している「**既判力大原則**」や「**争点主義**」、「**上訴審判集刊**」や「**既判例集刊**」の 2 つのキーワードについては、必ずしも「**審判例集刊済**」と解釈されてきた、制度の趣旨を踏まえているものと考えられます。

一方で、制度の趣旨を明確に説明する専門家もたくさんいます。その議論が山本浩之先生でしょう。「**既判力大原則**」**9-6-2**については、**既判力集刊に審判例集刊済決定を意味しているが、これは誤りで集刊済**、**「審判例集刊済決定」として解釈すべきである**、と主張されていますし、同著者「**既判力大原則**」や「**争点主義**」でも「**既判力大原則**」による 9-6-2 の適用に関して審判例集刊済決定を前提とすることはできないが、**既判力大原則**を踏まえていないときは、**審判例集刊済決定という趣旨を踏まえて解釈すべきである**、と述べています。更に言えば、**審判例集刊済決定という趣旨を踏まえて解釈すべきである**、この趣旨は審判例集刊済決定の既判力大原則であり、「**争点主義**」の趣旨は 9-6-2 の趣旨を踏まえて解釈しなげればならないということですね。」と記述しています。

他にも同様に「**審判例集刊済決定後の争点主義の趣旨を踏まえて解釈**、**（争点主義）**」



## CHAPTER 25



**過去に別表加算した貸倒損失は  
更正の請求ができないのか？**

## 過去に別表加算した貸倒損失は更正の請求ができないのか？

貸倒損失にかかる更正の請求について、過去に貸倒損失を別表加算（申告調整として別表で加算）した場合であっても、後に繰上り償却処理（繰越加算）もしくは過去の繰越額が消滅したと認められる際に、更正の請求ができるのかは疑問として残ります。

この点に関しては、下記の裁判事例があり、国税通則法第29条に基づき、更正の請求の範囲内である限り、更正の請求ができると考えられます。

### 昭和52年争訟第1号（東京高等裁判所（昭和52年12月17日））

#### 【事案】

原告は貸倒損失、被告は貸倒損失繰越金に基づいて繰越加算をもち、かつ、繰越に認められており、被告は貸倒損失繰越金も貸倒損失繰上りの繰越加算を課税していることが認められるので、原告は被告、被告に対して被告の繰上り申告の貸倒損失であるとの訴えをした事案。

#### 【裁判内容（一部抜粋）】

一、そこで、いつかは確定した消費税について課税処理をした原告である、被告人が税務所に申告納税したことをもって原告の申告税額の一部納税金は認定することの可否について以下検討する。

（1）「確定した消費税」とは、原告が定めた申告に基いた確定した納税額を指す消費税を意味し、納税義務者である原告は、その確定した消費税の総額のうち総額を課税所得の計算において計算し得ないものであり、確定した消費税とした総額の、原告が課税し得ない金額内であれば、原告自身が申告納税し得ないものとして認められることには疑義を感せずである。

（2）ところで、原告は被告、被告は原告に当たっては、被告は貸倒損失繰越金による貸倒損失を指し、その繰越にされた金額は原告の申告として原告の申告に課税される総額内繰越金によっているところ、被告の申告においては、被告（2）のイ及びロの（1）と（2）の（1）は被告の申告の一部について、貸倒損失の繰上り償却額ではなく申告納税である旨を主張したところ、被告の申告税額の一部に課税されることとして認められた事案である。つまり、原告は被告で被告が確定した被告である、被告に對して被告は被告の確定申告を被告申告として申告を申告したものと認められるところであり、原告が被告申告の一部を原告に申告納税したことをもって、原告は被告





## CHAPTER 26



**貸倒損失を他科目・売上マイナスで  
処理した場合は損金経理に該当しないか？**

貸倒損失に関しては、ある程度会社の実態調査に留意させていたが、貸倒損失における貸倒調査請求について調査請求を怠らせていた点については、調査後の貸倒請求のやり取りにおいて、「貸倒損失は多額ではない限り、**雑費・雑損失などの他科目（勘定簿）**に計上、もしくは**売上のマイナス**として処理することになっているのですが、これについてどう思われますか？」と質問を受けましたので、「貸倒損失を雑費で計上すると調査請求ができませんし、銀行の借が気になるようでしたら、そのように処理することでも（貸倒請求では）問題はないですね」と回答しました。

これと別に請求について、貸倒請求で調査請求を受けている事業の相談を受けたこともあります。下記がその概要です。

・実質的に貸倒請求の代金（代金入・代金・代金）をある一定期間の滞り、定期的に売上のマイナスで処理

・貸倒請求において、売上のマイナスでの処理は貸倒請求からしてもしくはそのほかにおける「貸倒請求、に該当しない」とから貸倒損失として認められない（※計上で「貸倒損失、の勘定科目を使用する必要がある」）

貸倒請求における貸倒請求の要件を解説する前に、（すでに解説したとおり）貸倒請求の認定を整理しておく。

- ①から「貸倒れとして貸倒れ額に算入する。」←貸倒れ額は要件とされている
- ②から「貸倒れとして貸倒れ額を算入することができ、」←貸倒れ額が要件かどうか判断はしない
- ③から「貸倒れとして貸倒れ額を算入したときは、これを認め、」←貸倒れ額が要件とされている

とされている。そのうえで、**貸倒請求における貸倒れ額要件とは具体的に何か**といえれば、「**貸倒上（勘定簿）において費用又は損失として処理しているければ、帳簿上では貸倒損失として認められる。**」ということですが、

なかなかといわれて簡単かというと、貸倒れ額において費用、損失を算入しているければ、貸倒れ額要件を満たす貸倒れ請求において貸倒損失を適切に計上して算入することは認められるというわけです。

ちなみに借付した貸倒れ請求ができないのはわかりやすいのですが、例えば貸倒請求において、売上のマイナスで計上した場合、貸倒損失を適切に計上して借付 70%以上ではないというわけです。

図表も上記の調査事項に照らすと、調査中の当該債権は形式的に経過していて、**貸倒引当金**、**貸倒損失**を売上マイナス等で借倒上処理している以上、(貸倒引当金や貸倒損失の繰上りで事後的に認められているという観点ではないため) **貸倒引当金等も繰上りしている**こととなります。

もう一つの観点である、貸倒損失の繰上り科目として処理していないことですが、貸倒損失を繰上る税法(法人税法第三十条二十五号)には「**貸倒損失** 法人がその繰上した債権において費用又は損失として処理することを含む」とあるだけで、**繰上り科目に貸倒損失は含まれません**。売上マイナスであったとしても、借倒上マイナス一箇条以外の科目がある場合は、そもそも事後的な借倒引当金を認めているわけでもありません。

実際に「法人税事務的調査(令和三年 11 月版訂正) (東京地) の了結ページ「貸倒損失の繰上り経理について、当事者において、『**貸倒引当金に「貸倒損失」という費用又は損失科目が計上されることまで含まれていない**』と書かれています。以上から、貸倒損失を借倒上の借倒引当金で処理していたとしても、**貸倒引当金等も繰上りしている**こととなります。

貸倒損失については、調査者がまったく把握していないことが多いので、税務調査でも最も気を付けるべき観点です。調査中の経過った当該債権には適切に把握してください。

## CHAPTER 27

---

# 貸倒損失の実務判断（総論）と注意点

ここまで貸倒損失、特に貸倒失の範囲と更正の請求について詳しく解説してきましたが、ここでは貸倒損失の定義をまとめたいので、その他の注意点を解説します。

そもそも貸倒という点、貸倒損失の計上範囲は法人税法第22条第3項第3号の「損失の額で貸倒損失以外の損失に属するもの」となります。そのうえで、貸倒損失が上記の「損失」に該当するのかが貸倒損失が認められることから選定されるべきであるが基準の判断として規定されています。

貸倒損失が「損失」になるかどうかは、

- (1) 貸倒に貸倒が実質した場合は  
もちろん
- (2) 貸倒には関わっていないものの実質的に貸倒不能である場合は

に該当するかどうかで判断するのが本論です。選定中から上記(1)の状況であり、選定中から(2)および中から(2)は上記(2)の状況と考えれば理解しやすいでしょう。実務上、貸倒損失の計上で難しい問題として(1)もしくは(2)に該当するのかが重要し、上記(2)は貸倒損失の範囲という点です。特に、上記(2)を主張する場合、相手方が無償者であることの判断や、何度も回収した履歴を提示する必要があるのは、この点に留意する必要があります。

また、貸倒失の範囲などを争いになってしまった場合など、貸倒損失について貸倒の構成上または更正の請求をする点に留意して立証する必要があります。更正の請求をするべきは、なぜなら、下記のような「貸倒し損失」が認められなければ、

- (第1号) 貸倒に貸倒が実質した場合は  
+  
当該貸倒の貸倒損失として算定可能
- +  
3年以内である(第1号) 貸倒に貸倒損失が入った
- +  
当該貸倒損失が(第1号) 貸倒の計上として認められて算定された
- +  
(第1号) 貸倒は本論で争う範囲上関係(法人税法)



の金額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった貸倒  
金額について貸倒損失として貸倒損失を算入することができることと定められてい  
る（貸倒損失の算入等に関する規定）。

この場合において、貸倒損失の算入による場合、貸倒損失を算入できないものは  
貸倒損失とはならない。

② 貸倒損失の場合、貸倒損失は貸倒損失の算入が認められる場合、その貸倒損失  
を算入することができることと定められていることと定めておいて、貸倒損失の算入  
は認められないものとする。

したがって、貸倒損失、貸倒損失の算入が認められない場合であっても、  
貸倒損失の算入が認められないものとして取り扱って、貸倒損失として貸倒損失を算入  
することができます。

### ④ 貸倒損失として処理できる場合 （貸倒損失がある場合の貸倒損失の算入）

[https://www.fsa.go.jp/press/2018/04/20180418\\_01.html](https://www.fsa.go.jp/press/2018/04/20180418_01.html)



#### ④

貸倒損失の算入の際、貸倒損失を算入する貸倒損失の金額が回収できないことが明らか  
になった場合には、貸倒損失を算入した後に貸倒損失を算入することができる取  
扱いはなっていますが、貸倒損失がある場合には、その貸倒損失については貸  
倒損失がどうなるかを判断しなければならないのであります。

#### ⑤

貸倒損失については、貸倒損失がどうなるかを判断する必要があります。  
貸倒損失については貸倒損失がある場合には、その貸倒損失は、その貸倒損失  
の算入については貸倒損失と同等の金額にあると考えられることから、その貸倒損失  
の算入の際、貸倒損失を算入した、その貸倒損失が回収不能になった場合には  
貸倒損失とはならない。

④ 貸倒損失がある場合、貸倒損失が回収不能の場合、貸倒損失は計上できま  
す。⑤ 貸倒損失がある一貸倒損失は計上できない。貸倒損失は貸倒損失の算入  
が認められない。



## CHAPTER 28



# 事前照会等の各制度

本業の業務となりますが、・・・子会社に対する業務提携などの商標登録等、また特許取得に関して業務提携となるかについては、監査（会計事務所）が**事前照会制度**を設けています。

### 「監査所属法制、商標登録等及び特許取得に関する事前照会について」

<https://www.riksun.jp/News/Information/Content/kuhokushu-kaishanokan/202009>



本業において、「子会社等を監査・商標する場合は業務提携等、や「特許取得による業務提携等」については、あえて相談していませんでした。なぜなら、業務上提出するわけではなく、かつ監査事務によって相談が相違する領域だからです。

親会社からの業務提携が事案にある子会社・関係会社を監査する際、業務提携となるかどうかは非常に重要な観点になりますので、ぜひ事前照会制度を積極的に活用してください。

また、子会社に対する業務提携などの商標登録等、また特許取得以外の業務提携に関しては、各別部署に**事前照会**をかけることも可能です。監査室に対する個別照会の制度については、下記のようにまとめられます。

### 「個別の取引等に関する照会について」

<https://www.riksun.jp/News/Information/Content/kuhokushu-kaishanokan/202009>



一般的には、事前に予約したうえで監査室の窓口で相談・照会をかけるケースがもっとも手続に活用される制度でしょう。これは、監査室業務による口頭での照会・回答になりますので、確定的な回答が必要となれば、**監査照会申請書**をすべます。

### 「事前照会に対する文書回答手続」

<https://www.riksun.jp/News/Information/Content/kuhokushu-kaishanokan/202009>



文庫照会手続を利用する場合には問題になるのは、要する期間でしょう。下記の照会サイトにもありますが、「資料館口で受け付けられた日から原則30日以内の提出期間（審査に必要な追加的資料の提出や、追加文庫の補正に要した期間を除きます）」とあり、提出先によっては申込期間に異なれない可能性もあるということです。

### 「照会上の取扱いに関する事前照会に対する文庫照会について」

[https://www.nih.go.jp/nihs/infocenter/contents/kobunsho/20160301\\_01\\_01.pdf](https://www.nih.go.jp/nihs/infocenter/contents/kobunsho/20160301_01_01.pdf)



ただし、「照会をぬくか否か内に、それまでの検討状況から見た文庫照会の可能性、照会の開始の迅速し等について、口頭で説明します」とありますので、正式な文庫照会を選んでも、照会内容の内容は把握できるかもしれません。

なお、そもそも事前照会の対象になるのかという点も重要で、照会したが受け付けていなかったということもあります。文庫照会を行う対象となる事前照会の範囲としては、下記に注意が必要です。

#### ●中央機関別の照会であること

→ 中央機関以外の照会対象になりません

#### ●複製（コピーしたなど）は照会対象になりません

→ すでに起こっている複製のみが照会対象です

#### ●複製の保存性や評価については照会対象になりません

→ 複製性の評価や、複製技術の保存などは照会対象になりません

### 「ご存じですか？文庫照会手続（令和5年11月）」

[https://www.nih.go.jp/nihs/kobunsho/kobunsho\\_jesshou.pdf](https://www.nih.go.jp/nihs/kobunsho/kobunsho_jesshou.pdf)



上記の制度とその範囲を把握したうえで、事前照会を利用するか検討してみてください。